

# 「戦時共産主義」下のソフホーズ

——ソフホーズ建設の理論と実態：1917～1921年——

野 部 公 一

- |                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| 1. はじめに                     | (2) 地主所領の没収      |
| 2. ソフホーズ建設の理論               | (3) ソフホーズ管理の集権化  |
| (1) ソフホーズ建設の方針              | (4) ソフホーズ建設の進行状況 |
| (2) ソフホーズをめぐる論争と<br>その課題の確定 | 4. ソフホーズの経営分析    |
| (3) 編入ソフホーズの理論              | (1) 物質的＝技術的基盤    |
| 3. ソフホーズの建設過程               | (2) ソフホーズ労働者の状態  |
| (1) 革命前の農業状況                | (3) ソフホーズ活動の評価   |
|                             | 5. おわりに          |

## 1. はじめに

混乱・低迷の続くロシア農業の現状の中で、ひときわ目を引くのが個人農(ファーマー)経営の急テンポでの創出である。1991年から本格化したこの動向は、1992年に入りさらに加速している。1992年1月1日時点で4万9,000を数えたロシアの農民経営数は、その後4ヵ月間で2倍以上になり、10万を越えるにいたった<sup>(1)</sup>。しかしながら、現在のロシア農業の中核を成しているのは、依然としてコルホーズ・ソフホーズであり続けている。ロシアの個人農経営は、全体で約410万ヘクタールの土地面積を占めているが、これは共和国の農業企業の占める総土地面積6億4,070万ヘクタールの約0.6%に相当するに過ぎないのである。すなわち、ソ連時代に形成された農業構造が、現代のロシア農業に対して依然として決定的な重みをもっているのであり、現存するソフホーズおよびコルホーズの今後の再編がロシア農業の今後を左右するのである。なかでもソフホーズは、耕地面積・総生産物でコルホーズを上回っており(表1)、改革の今後を展望するうえからも、その抱える問題の解明は今まさに現代的意義

表1 ロシアにおけるソフホーズとコルホーズ

	1970年	1980	1985	1986	1987	1988
播種面積(百万ヘクタール)						
ソフホーズ	54.3	64.1	61.0	61.0	62.3	62.1
コルホーズ	58.5	55.6	52.6	52.6	52.8	52.7
農業産物生産高(10億ルーブリ <sup>1)</sup> )						
ソフホーズ	25.8	35.9	41.2	44.4	44.3	45.6
コルホーズ	29.5	25.8	29.2	31.5	31.2	31.6

出所：PCФСР в цифрах в 1988 г., М., 1989, стр. 156, 158, 160-161.

注. 1) 1983年価格による.

を帯びている。

ソフホーズの抱える問題は、まさに歴史の中で形成されてきたのであり、その正確な把握のためにはソフホーズ史研究が必要とされている。だが、このような重要性にもかかわらず、ソフホーズ史は研究史上の空白として残されてきた<sup>(2)</sup>。これは、コルホーズ史に関してはスターリン主義の問題とも関連して、すでに多くの実証的研究が存在していることと著しい対照を成している<sup>(3)</sup>。現代研究者は従来、このようなソフホーズ史の空白に関して関心を示す例は少なかった。すでにソフホーズはコルホーズと大きな差異のない存在であり、両者は「集団農場」として一括して構わない、したがってソフホーズ史研究の欠如は、現状分析を行うにあたって重大な欠点となることはない、として処理されてきたように思える。だが、この方法論には数々の問題点が存在しているように思われる。すなわち、現在はコルホーズとソフホーズが大きな差異がないものとしたなら、以前は両者にどのような差異が存在したのか、そもそもソフホーズにどのような課題が与えられたのか、それはどう変わったのか、あるいは変わらなかったのか、そしてソフホーズとコルホーズの性質の接近はいつ、どのような事情ではじまったのか、そしてそれは現在の農業構造にどのような影響を与えているのか等々の疑問が未解決のまま残されているのである。現代ロシア農業の今後を考えるうえで、これらに回答を与えるという一見「迂遠」に見える作業が、今こそが必要なのではないだろうか。本稿は、このような認

識のもと1917～1921年の農業革命期から「戦時共産主義」期<sup>(4)</sup>にいたるソフホーズ建設の歴史を実証的に解明しようとする試みである<sup>(5)</sup>。本稿の第1の課題は、ソフホーズがそもそもどのような理論・理念に基づいて発生したのか、その組織の実態はどうだったのかの解明にある。

歴史研究とはE.H.カーの言葉を借りれば「過去」と「現在」の対話であり、現代的関心から過去を掘り起こす作業である。そして歴史研究は単なる研究史の空白を埋めるという作業にだけに止まらず、現状分析にも新たな視角を提供し、それをより多面的なものとするという形で貢献をすることは間違いないであろう。これが本稿の第2の課題である。

本稿の構成は、以下のとおりである。2. においては、ソフホーズ建設をめぐる理論・論争をまず検討する。3. では、土地革命期におけるソフホーズの実際の建設過程が、4. ではソフホーズの経営内の実態が検討される。5. では、「戦時共産主義」期と現在の共通点——経済の崩壊という状況下での新しい原理に基づく農業再編の試み——から現代のロシア農業政策に考察を加える。

本稿における叙述・分析の対象は、ロシア・ヨーロッパ部分が中心となる。これは、内戦により他の地域においてソフホーズの建設が遅れたという事情による。なお、国営農業企業に対して「ソフホーズ」という名称が使われだしたのは1919年の春～夏頃からであり、それ以前には「人民所領」（народное имение）、「ソヴィエト大農場」（советская экономия）、「ソヴィエト所領」（советское имение）、「ソヴィエト農場」（советское хозяйство）等の名称が使われていた<sup>(6)</sup>。本稿では、煩雑さを避けるために原資料からの引用・機関名を除き、ソフホーズという名称に統一する。また、国営農業企業が明確に分類され、「ソフホーズとは、国家計画に従った商品化農産物を生産するために国家により組織された独立の農業企業である」と定義されたのは、1935年になってからであった。それまでは、補助経営<sup>(7)</sup>も試験・研究機関の付属農場もしばしばソフホーズとして扱われてきた（このことは統計の不備とも関連して、その経営数・面積に関する様々な異なる数値を生み出す原因となった）。とりわけ本稿の対象期においては、法制上もすべての国営農業企業がソフホー

ズとして扱われていた。このため、本稿においてもこの用語法に従うこととする。

注1) 《Известия》, 27 апреля 1992 г., стр. 1. なお、ロシアの農民経営については、拙稿「ソ連邦末期の農業政策：1989～1991年」(『農総研季報』No.14)を参照されたい。

(2) わが国そして欧米において、ソフホーズ史はソ連農業に関する研究の中で簡単に触れられるに止まってきた。ソフホーズ史を主題とする研究は極めて少ない。本稿の対象期に関しては、管見の限りでは木村英亮「過渡期におけるソフホーズの役割」(『教養学科紀要』第2号, 1968年)があるだけである。

(3) 代表的なものとしては、浜内謙「スターリン政治体制の成立」第1部～第4部(岩波書店, 1970～1986年), 奥田央「コルホーズの成立過程」(岩波書店, 1990年)等がある。

(4) 戦時共産主義とは、通説的には1918年から1921年初頭にかけてとられた政策の体系をさす。具体的には工業の大半部分の国有化と中央集権的管理体制、農業での食糧割当徴発制、全般的労働義務制等がその特徴である。しかし、そもそも戦時共産主義とは、1921年4月に、レーニンが新情勢に早急に対応するよう党員を説得する際に、それまでの彼らの活動情況を一つのイメージとして事後的に表現したにすぎない(石井規衛「『ネップ』初期研究」(『史学雑誌』第86編12号, 1977年), 3頁)。従って、戦時共産主義が内戦・対ソ干渉戦争という非常事態に対処するための緊急措置であったのか、それとも直線的な共産主義の樹立を追求した結果であるのか、解釈が依然として別れている。このような問題点をもつ戦時共産主義という言葉ではあるが、すでに通例の時代区分として定着しており年代を端的に示すキーワードとして有効である。このことを考慮し、本稿では便宜的に、括弧つきの「戦時共産主義」という語を用いることとする。なお、1917年10月から1918年春までの時期は農業革命期といわれているが、通例の時代区分として「戦時共産主義」ほどの有効性をもたないことから敢えてタイトルから外してある。

(5) フルシチョフ期に関する同様の試みは、拙稿「処女地ソフホーズの組織——カザフスタン1954～1956年——」(『土地制度史学』, 第120号, 1988年7月), 「処女地開拓の再検討：1954～56年——カザフスタンの処女地ソフホーズを題材にして——」(ソビエト史研究会編『ソ連農業の歴史と現在』木鐸社, 1989年), 「処女地開拓とフルシチョフ農政——カザフスタン1957～1963年——」(『社会経済史学』, 第56巻4号, 1990年12月), 「コルホーズのソフホーズへの転換(1954～1965年)」(岡田好与編『政治経済改革への途——ヨーロッパにおける若干の歴史的経験』木鐸社, 1991年), 「コルホーズ員年金法の導入——コルホーズのソフホーズへの転換と関連して——」(ソビエト史研究会編『ロシア農村の革命——幻想と現実——』木鐸社, 1993年)を参照されたい。ネップ期以降のソフホーズ史に関しては、別稿を予定している。

(6) Зеленин И. Е. Совхозы в первое десятилетие советской власти 1917-1927. М., 1972, стр. 65. なお、экономияとはもともと大地主農場、とりわけウクライナにおけるそれを指す語である。この他、本稿に引用した文献の中には、ソフホーズを指す言葉として「ソヴィエト共産主義農場」等を用いている箇所がある。

(7) なお、「補助経営」とは、工業企業の労働者や保養所のためなどのより狭い範囲の消費者向けの生産のために創出された経営であり、国家への生産物引渡計画は定められない。独立の管理部も持たない場合もある( Панкова К. И., Вихляев А. П., Володичева В. Н., Эйзрикер М. М. Экономика-статистическое изучение совхозов, М., 1969, стр. 7.)。この定義に従えば、後に触れる「編入ソフホーズ」は、補助経営であると言ってよい。

## 2. ソフホーズ建設の理論

### (1) ソフホーズ建設の方針

圧倒的な農民国ロシアにおける革命の成否は、農民の支持の獲得にかかっていた。2月革命の時点でその最有力の位置にあったのが、「土地の社会化」と勤労農民への土地の均等配分を綱領として掲げていたエスエル(社会革命党)であった。しかし、エスエルは臨時政府に参加すると、その綱領の実現を憲法制定会議後の課題として先送りし、頻発した農民による地主所領の略奪を非難した。こうして、ボリシェヴィキは憲法制定会議以前の土地奪取を支持する唯一の政党となった。

しかし、ボリシェヴィキがフランス革命から引き出した教訓によれば、単なる土地の配分は革命自体の解体過程に他ならなかった。農民はプロレタリアートの手から土地を得たなら、その翌日にはプロレタリアートに敵対するであろうからである<sup>(1)</sup>。このような革命後の農業の問題について、エンゲルスは、小農に対する課題はまずなによりも、「強制的にではなく、実例を用いて、これらの私的生産・資産を集团的なものにすることである」(強調引用者)と記した<sup>(2)</sup>。このような「実例」としてボリシェヴィキが構想したのがソフホーズであった。大規模な地主所領は没収され、そこに従事していたバトラーク[農業労働者]で社会化経営が組織されることとなった。レーニンの「4月テーゼ」の第6項には、次のようにある。「各々の大規模所領(地方およびその他の条件さらに地方機関の定義に応じて100~300デシャーチナ〔1デシャーチナは約1.092ヘクタール〕)からの、バトラーク代議員の統制する公共の支出による模範経営の創出」<sup>(3)</sup>。これとほぼ同じ内容は、1917年4月の第7回党協議会の

決議に採択された<sup>(4)</sup>。こうして、後にソフホーズと呼ばれることとなる国営農場の建設は、党の経済綱領の一つとなったのである。

1917年10月26日の「土地に関する布告」は、基本的にはエスエルの農業綱領を借りたものであった。と同時に、その第3・4条においてポリシェヴィキ独自の思想であるソフホーズの建設が次のように定められていた。「高度に文化的な経営の行われている土地、すなわち果樹園・プランテーション・育苗所・温室その他は、分割されずに模範的経営とされ、規模とそれらの意義に応じて、国家または共同体の排他的利用に移される……。育馬場、官立・私有の家畜・家禽その他の種畜場は没収され、全人民の財産とされ、規模とそれらの意義に応じて、国家または共同体の排他的利用に移される」<sup>(5)</sup>。

こうして、没収した地主所領を基盤としてソフホーズを建設するという方針は確立した。しかしながら、これはいわば「自らのマルクス主義および党の農業綱領に述べてある一般の方針にのみ指導されて」いる状態<sup>(6)</sup>であった。ソフホーズの具体的な課題、管理機構、内部での労働組織等々の具体的問題は未解決であり、これらを一つ一つ実地で解決しなくてはならなかった。

モスクワ県でソフホーズの建設に従事したある活動家は、このような当時の状況を次のように回想している。「地主の追放後、所領は郷土地部の全般的管理下に移行し、郷ソヴィエトが直接的管理を行った。ソフホーズの課題および発想は地方の権力機関にとってまだ明確にほど遠かった。しばしば村・郷ソヴィエトは、ソフホーズを、もっとも貧しい農民経営を援助するために用いるべき様々な農業資産の予備としてのみ見なした。このようにして、施設・家畜・様々な農具は分配され、種子は貧農委員会によって取り上げられた。ソフホーズの資産はしだいに消え、基本的生産手段の喪失はソフホーズの存在自体に脅威を与えた」<sup>(7)</sup>。

革命後に成立したエスエル左派との連立もまた、ソフホーズ建設に影響を与えた。かれらの掲げる「土地社会化」の核心は「誰のものでもない土地」という思想であり、それは国家を含む何人も土地の所有者であってはならない、というものであった。従って、国家による直接的な土地の利用は、いかなる形態

であろうとも「土地社会化の綱領の侵犯」であった<sup>(8)</sup>。例えば、エスエル左派のイデオログの一人であるウスチノフは、次のように主張した。ソフホーズが創出されるべきなのは、例外的な場合のみであり、それも「移行期の一時的な」方策としてである。「ポリシェヴィキにとってソヴィエト農場は建物を飾り、その建設を助けるものである。しかし、われわれにとって、ソヴィエト農場は過渡的な方策であり、土地社会化および農業の共産主義化の首尾一貫した計画を侵犯するものである」<sup>(9)</sup>。

エスエル左派は、プレスト講和に対する不満から1918年3月に人民委員会議からの脱退した。コレガーエフの後任として農業人民委員に就任したセレーダは、この間「ソフホーズ組織に関してほとんど何らの方策も実行しなかった」と回想している<sup>(10)</sup>。

## (2) ソフホーズをめぐる論争とその課題の確定

(1)で見たような状況、さらには「農村における社会主義建設の実際的な形態」が確定されていないという事情<sup>(11)</sup>は、新たな問題をひきおこした。1918年の地方の状況は、「ある県ではソヴィエト農場に優先権が与えられ、別の県ではコムーナに、さらに別の県では均等的分配が続いている」という具合であった。「ソヴィエト農場の組織に関する問題」では、「中央は明らかに遅れを取っていた」。1918年7月に、ニジェゴロド県の代表は、農業人民委員部に対して、ソフホーズの組織のための資金の支出を請願したが却下された。このため「組織されたソフホーズは、経営での決定ののちに農業コムーナに譲渡されるであろう、との口実」でコムーナ組織のための貸付を受け、それをソフホーズの維持のために支出しなくてはならなかった<sup>(12)</sup>。

1918年夏頃から地方においては、コムーナをはじめとするコルホーズの組織が始まっていた。この時期のコルホーズ建設の中ではいくつかの集団経営の形態が現れたが、もっとも普及したのはコムーナ、アルテリ、土地共同耕作組合(товарищество по совместной обработке земли)であった。これらの形態の差異は、生産手段の社会化の程度であった。コムーナでは、すべての生産手段

は共同化され、消費も共同で行われていた。その組織原則は「コムーナにあるすべてはみんなのものであって、何人もどんなものをも自分のものとはできない」、「各々は能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」であった<sup>(13)</sup>。一般にアルテリにおいては生産手段の社会化の程度は低くなり、土地共同耕作組合ではさらに低かった<sup>(14)</sup>。

コルホーズの組織の開始と関連して、現場の活動家の間にはコルホーズとソフホーズのどちらを建設すべきか、という論議が開始された。1918年夏～秋までの地方土地機関<sup>(15)</sup>の決定を見ると概してコルホーズ、なかんづくコムーナが選好されていた。例えば、1918年10月20日のオリョール県第4回ソヴィエト大会決議では、均等主義的な方法だけでは農業の困難からの脱出は不可能であり、「土地機関の課題は、集団的土地利用の全面的発展、コムーナおよびアルテリの創出にある」としている。さらに11月におこなわれた県コムーナ・アルテリ大会では、「全ての大農場(экономия)をコムーナに譲渡すること」、「すべての専門家を登録して、彼らをコムーナに割り当てる」ことが決議された。1918年12月に行われたクールスク県コムーナ大会でも、次のような決議がなされた。「コムーナは、わが国の経済的・工業的崩壊の時期に誕生し、それはソヴィエト政権の支柱である……わが国は、すべての資金を新たなコムーナの建設、すでに存在しているコムーナの維持・経済的組織に向けなくてはならない……」<sup>(16)</sup>。

このような状況はソフホーズ建設を複雑にした。当時、ベトログラード県でソフホーズ建設に従事していた活動家は、次のように回想している。「土地機関がコムーナとアルテリに熱中し始めると、私の任務は著しく面倒なものとなった」。県土地管理部はアルテリ・コムーナの組織のために別の人物を派遣した。「私と彼の間はまるで競争のようだった」。彼らは二人で没収された農場に赴き、集会でまず一人がソフホーズの組織を提案すると、次に別の一人がアルテリないしはコムーナの組織を提案した<sup>(17)</sup>。

さらに、「農業人民委員部参与の間ですら農村における社会主義建設の形態の問題に関する統一された視点は存在していなかった」<sup>(18)</sup>。このため、当時、



スモレンスク県でソフホーズの建設に従事していたアンドレーエフによれば、農業人民委員部は「土地問題における確固とした方針はまったく持っておらず、手探りで進んでいた」という状態であった<sup>(19)</sup>。

コムーナの「普及」の背景には、ソフホーズの課題が確定していなかったことも作用していた。1918年においてはソフホーズは、主に農村の農業技術改良の中心(агрикультурные центры деревни)と見られていた。すなわち、それは農民の間で先進的経営管理法を宣伝し、農業技術改良の援助を与える経営としか見られていなかったのである<sup>(20)</sup>。このような一般に普及していた見解に対し、最初に異を唱えたの人物の一人が最高国民経済会議の経済政策委員会議長・同幹部会のメンバーであったラーリンであった。彼は、ソフホーズの課題に、食糧問題の解決というより実際の性格を与えるとともに、コムーナの批判をおこなった。

彼の主張は次のようなものであった。都市の労働者が飢えているという状況下では、国家の手にあるすべての没収された地主所領を穀物生産に利用しなくてはならない。これは、その大部分を占める刈り分け制(испольщина)ないしは賃貸制で農民によって耕作されていた地主の「ラティフンディア」のことを言っているのではない。それらは農民に残すべきである。しかし、かつて資本主義的な経営の行われていた所領におけるコムーナの組織は、「経済的反動」である。コムーナ(およびその他の集団的耕作形態)は「零細経営の連合」、消費的な連合でしかない。これらの「農業零細経営の連合は……都市の労働者を圧迫し、干乾しにするであろう」。事実、モスクワ州のコムーナは「おそらく隠すか、担ぎ屋に売ることを選んで」、国家に余剰生産物を引き渡していない。一方、市ソヴィエトの管轄下にあるソフホーズは首都に牛乳その他の生産物を毎日引き渡している。「工業プロレタリアートの農民経営への食糧における耐えがたい従属を弱める」ためにソフホーズが組織されなくてはならない、と彼は結論した<sup>(21)</sup>。

ラーリンの主張は当時のコルホーズの特徴をかなり正確につかんだものだった。当時のコルホーズの土地規模は平均して50~70デシャーチナと比較的大き

なものではなかった<sup>(22)</sup>。その構成人員数は、一経営当たり約60人程度、うち労働能力を持つものは36～38人程度であった。トゥーラ県のデータによれば、県には38のアルテリが存在したが、そのうち27が10人未満のアルテリであった。このなかには、構成員が2人、1人しかいないアルテリも存在していた。このような小規模性および対応する物質的・技術的基盤の欠如から、多くのコルホーズは消費的タイプの経営に止まっていた<sup>(23)</sup>。これに加えてコムーナ員は、自らを「独立」しているものと見なし外の世界との接触を絶つ、という思想をもっていた。あるコムーナ員は次のように述べている。「われわれはすべてを自らの手で、自らの為だけに行い、何も売ったり買ったりしないだろう」<sup>(24)</sup>。1919年の約5,000のコルホーズを対象とした部分的な統計によれば、コルホーズが国家に引き渡したのはライ麦・小麦14万3,620ブード、エン麦・大麦3万164ブード、ジャガイモ4万2,102ブード等々であった。これは1コルホーズ当たりでライ麦・小麦30ブード、エン麦・大麦6ブード、ジャガイモ80ブードにすぎなかった。「集団経営は国家に依存していた」のである<sup>(25)</sup>。

1918年12月には、土地革命の総括・今後の農業建設綱領の審議のために第1回全ロシア土地部・貧農委員会・コムーナ大会<sup>(26)</sup>が開催された。そこでは、ソフホーズ・コムーナ・社会化耕作組合のどれに優先権を与えるべきかに関して激しい論争が行われた。大会代議員中、ソフホーズ擁護者は少数であった。最高国民経済会議のボグダーノフの「飢えているプロレタリアートの子供の名においてソフホーズに賛成する」演説は、「聴衆の必ずしも好意的とは言えないかたくなな沈黙に迎えられた」<sup>(27)</sup>。

この問題に関しては、不一致があまりにも大きいため、11人からなる特別調停委員会がつくられることとなった。そこでの論議の結果、ソフホーズは「a) 農業コムーナが組織されていない所領 b) 農業コムーナが廃止され、何らかの理由により新しいコムーナの組織が直ちには不可能な所領」に建設されるものとされた。これは、コムーナ論者の戦術的勝利を意味した。彼らはさらに進んでソフホーズに対してだけでなく、アルテリ・社会化耕作組合に対しても優位性を確保しようと試みた。これは大きな戦略的失敗であり、コルホーズ擁

護者の間に分裂を引き起こした。この結果、コムーナに国家からの融資の「最優先権」を与えようとする試みは、大会投票の末150対123で否決された。コムーナへの融資は「その他の集団化経営と平等に」与えられることとなった。さらに大会が全員一致で採択した「農業の集団化について」という決定の中では優先権の問題は次のように処理された。「農業コムーナ、ソヴィエト共産主義農場および土地協同耕作の広範な組織を首尾一貫し、不断に行うことが土地政策のもっとも主要な課題である」<sup>(28)</sup>。ソフホーズか、コムーナか、という問題に対して、大会は紆余曲折を経ながらも最終的にはコムーナも、ソフホーズも、という折衷案で回答を与えたのであった。そして、様々な客観的・主観的要因（1918年春に顕在化しますます深刻化する食糧危機、消費的な初期のコルホーズ、賃金労働者によって運営される国営企業としてのソフホーズのイデオロギ的優位性等々）も作用し、党は次第にソフホーズに優先権を与えていくのである。

1919年2月全ロシア中央執行委員会（以下、全ロ中執）は、主に「ブルジョワ・民主主義的変革」を目標とした「土地に関する布告」および「土地社会化に関する基本法」はその役目を終えたとの認識の下、新たに「社会主義的土地整理および社会主義的農業への移行に関する規程」（以下、「規程」）を採択した。「規程」は、全国的規模において初めてソフホーズの法的立場・内部組織・経済活動の原則を定めた。後年、しばしば「組織的なソフホーズ建設」は、これをもって開始されたと言及されることとなり、ソフホーズ建設に大きな役割をはたした<sup>(29)</sup>。

「規程」は、ソフホーズ建設に対して優先権を与えた。ソフホーズは、すべての土地利用形態の筆頭にあげられていた。これは、当時のレーニンの著作、党・政府の文章でも同様であった<sup>(30)</sup>。また、「規程」はソフホーズの組織のために収用されるべき土地および所領を次のように定めた<sup>(31)</sup>。

第30条 a) 貴重な多年生作物をもつ所領。すなわち庭園、菜園、果樹育苗所、ぶどう園、ホップ畑、茶園、煙草畑、てんさい畑、綿花プランテーション。  
b) 合理的な生産部門をもつ所領。B) 農産物加工について複雑な技術装備を

もつ所領。……r) 発展した特別な畜産部門をもつ所領。すなわち養馬場、種畜畜産、牧羊その他。d) 発展した技術・工業部門（農業機械、農具その他の修理場）をもつ所領。e) 工業的な魚養殖の発展のために池・湖をもつ所領。\*）教育・模範的、文化・啓蒙的ないしは生産的に全国的意義、地方にとって特に重要な意義をもつ農業企業および地所。

第31条 ソヴィエト農場は、第30条にあげられた場合に加え、その他の所領にも組織される。すなわち a) 農業コムーナが組織されなかったか、コムーナが当該の所領を全面的に利用できない場合。b) 農業コムーナが廃止され、様々な理由から、正しい経営管理のために十分なメンバーをもつ新しいコムーナが直ちに組織できない場合。

ここでも、「規程」はソフホーズに対して優先権を与えたのである。

「規程」は、ソフホーズの課題を第29条で次のように定めた。「ソヴィエト農場は、以下の目的で組織される。a) 農業の労働生産性の向上および播種面積の拡大による可能な限り多くの生産物の増産。b) 共産主義農業への完全な移行のための条件の創出。B) 文化・農業技術改良センターの創出と発展」。これらの目標の遂行のため、第34条は、「ソヴィエト農場は、各経営の条件に基づいて、模範地所、地区実験圃場、修理場、実験ステーション、農具賃貸所、種畜場、講習、博覧会、農業学校、図書館、博物館その他の文化・啓蒙的施設を整備しなくてはならない」とした<sup>(32)</sup>。ソフホーズの課題の第一に生産的課題が挙げられているのは「偶然ではな」かった。「可能な限り多くの生産物の増産」は、内戦期を通じてソフホーズの課題であり続けたのであった<sup>(33)</sup>。「規程」の掲げた課題、内部組織・経済活動の原則が実際にはどうであったかは、主に本稿3. (3), 4. (2) で検討される。

1919年に発行された『私のソヴィエト農場に関する理解』<sup>(34)</sup>は、このソフホーズの3つの課題を次のように説明する。著者のデ・クズネツォフなる人物は、第1次世界大戦中、捕虜となりドイツに送られ、ドイツ農業の実態を見る機会を得たという。まず彼はドイツとロシアの農業の生産性の違いを次のように述べる。「われわれの馬は、ドイツのそれと比べれば、多分子馬であり、雌牛は

羊であろう」。そして、この違いはドイツの地主経営のはたす役割にあるとする。彼らは「自らの経営の収益性をあげるためにすべてを行って」いる「学識のある人々である」。さらに、このような文化的な経営の周囲の農民は、地主が高い収穫・収入を上げているのを見て、地主の方法を真似ることにより高い収穫を上げ自らにとって良好な状況を生み出した、とする。すなわち、「ドイツの地主経営は、ドイツの農民にとっての学校であったのだ」。ところがわれわれは、搾取の根絶のためこのような地主経営を廃止した。そして、その代わりに「われわれの労働政府は、これらソヴィエト農場を造り、そこに優秀な経験のある人物を派遣し、われわれ農民が見学し、学べるようにそれらを模範的に組織することを指令した」。すなわち、「われわれにとってソヴィエト農場は、大変すばらしい農業学校なのである」。またソフホーズには、優良家畜繁殖場が組織される。それは、「公正な価格」で農民に優良家畜を販売する。さらに、ソフホーズには労働者が居住しており、病院・学校・劇場・農業やその他の講習が組織され、ソフホーズは「文化的中心地」となる。こうして農民は、ソフホーズから「直接の利益」をうけるのである（「文化・農業技術改良センターの創出と発展」）。

「ソヴィエト農場の存在のためには、さらに大事な理由がある」。現在、労働者は飢えており、農民に援助を要請している。「だが、われわれ農民は何をしたのか。穀物を隠し、われわれのところには余剰はない、われわれも足りないのだ、と言ったのだ」。そして、後になってわれわれは労働者には買えないような値段で穀物を売るのである。そこで政府は、「労働者のための穀物工場」としてもソフホーズを利用することにした。「労働者は、ここからなんの障害もなしに穀物を受け取り」、飢饉を解決し、すべての住民のために製品を供給するだろう（「農業の労働生産性の向上および播種面積の拡大による可能な限り多くの生産物の増産」）。

さらに地主所領の分割の主張に対しては、次のように反論する。均等分割によって得られる土地は、働き手一人当たり2デシャーチナ程度に過ぎない。しかもそれは「ほとんど毎年のように」割替えをおこなわなくてはならず、「農

民自身にとって極めて不都合(очень и очень неудобно)なことになるだろう」。さらに「土地自体が一様でない」場合はどう平等に分配するのか。例えば、ウクライナとカルーガの土地では、前者の方があきらかに質が上であろう。このように、土地の均等分割では平等は生まれないのであって、「われわれに必要なのは土地を分割し分配することではなく、すべての者が一緒に勤労することである」とする。「息子と父親が一緒に働けないのに、どうしたらわれわれは一緒に働けるのか」という反論<sup>(35)</sup>があるかもしれない。しかしソフホーズでは、異なる家族・村どころか県も異なる人々が一緒に働いており、「一緒に働くのは可能であり、しかもはるかに容易かつ有利」であることを実際に示してくれる(「共産主義農業への完全な移行のための条件の創出」)。

### (3) 編入ソフホーズの理論

「規程」と前後し、別の形態でのソフホーズ組織が試みられていた。それは、後に「戦時共産主義」期のソフホーズ建設における大きな特徴とされる編入ソフホーズの組織であった。編入ソフホーズとは、当該期に活動していた軽・食品工場へ原料を供給するソフホーズ・近郊ソフホーズ・諸機関の補助経営などの様々な国営農業企業に対する総称である。これらのソフホーズの中核をなしていたのは、工業プロレタリアートの補助経営であり、しばしば「プロレタリアート農業」と呼ばれ、その組織は「穀物・食肉工場」の建設というスローガンの下に行われた。

編入ソフホーズの組織は、最高国民経済会議の経済政策委員会(議長ラーリン)を中心に進められた。まずこれを法制面から見ていこう。1918年11月26日最高国民経済会議幹部会は、ラーリンの都市ソヴィエトおよび工業企業の農業経営の組織に関する草案を審議し、「原則的に採択」した。それは、その時点で国有化されていない旧荘園を、市ソヴィエト・工業企業ないしは最高国民経済会議へ譲渡可能にする、という内容をもつものだった<sup>(36)</sup>。

これを受けて1919年2月15日に人民委員会議は、「工業プロレタリアートの機関・企業合同によるソヴィエト農場の組織に関しての布告」を採択した。同

布告は、「工業労働と農業労働の格差をなくすために」、工業企業・市ソヴィエト・労組に対して、農民への分配を予定されていない地主地・空闲地・当該年度に利用の予定のないソフホーズ組織予定地の「一時的な利用と管理」の権利を委譲することを定めた。土地・所領の収用の申請は、労働者数およびその家族員数・収用希望地を添えて、労働者協力委員会へ提出されるものとされた。収用の決定は、県ソフホーズ管理部（または県土地部）ないしは農業人民委員部のソヴィエト農場課が行った。編入ソフホーズでの生産物は生産的需要（種子・飼料等）を満たした後に、食糧人民委員部の定めた規準量の範囲内で、管轄企業・機関の必要を満たすために利用できた。経営への融資は、農業人民委員部の予算承認をうけた後に、管轄者の資金によって行われるものとされた<sup>(37)</sup>。

1919年5月10日の農業人民委員部は、「工業プロレタリアートの企業連合、協同組合および市ソヴィエトへの経営および土地の編入（приписка）に関する訓令」を承認した。この訓令により、管轄替えになった経営に対して「編入（приписной）」ソフホーズという名称が確定した。また、同訓令は編入ソフホーズは生産企業であるだけでなく、「模範的企業」でもあり、「周囲の農民に対して模範的でなくてはならない」ともした<sup>(38)</sup>。

編入ソフホーズは、当初は農業人民委員部の管理下に置かれるものとされた。しかし、1919年春には編入ソフホーズの指導のために、最高国民経済会議に工業企業の農業経営の総管理部（グラフゼムホース）が創出された。グラフゼムホースは、その課題として「〔農業人民委員部の〕ソヴィエト農場課から工業プロレタリアートのために、より多くの所領を奪還すること」をあげていた<sup>(39)</sup>。

『経済生活』紙に掲載された「プロレタリアートと農業」と題する論文には、編入ソフホーズにかけられた大きな期待が見て取れる。それによれば編入ソフホーズは、巨大・高価かつ未熟な食糧人民委員部の機構なしに、また農村を刺激することなしに完全かつ急速に「食糧での都市の農村からの解放」を実現する。さらに、「これがもっとも重要なのだが」、編入ソフホーズの組織は「真の土地国有化および社会主義的農業への唯一の正しい道」である。土地の国有化

の布告から2年が経とうとしているが「この国有化は、現実のものとなっていない。農民の土地に対する態度は、心理的にも経済的にも小ブルジョワ的なままである」。土地国有化の布告を現実のものとする事、社会主義農業への方向を打ち立てること、これらは、「工業プロレタリアートの手によってのみ可能なのである」。労働者は、工場に編入された土地を、工場を自分のものと思わないのと同様に自らの所有物とは見なさない。さらに労働者は、「耐えがたい農村の食糧独裁から自らを解放する」ために生産性の向上に利害をもっている。また労働者は、農民と異なり最新の技術を適用することをためらわない。すべての工場が自らのソフホーズを持ち、原料・食糧の需要を完全に満たしたとき、「都市の農村への従属は終わり、プロレタリアート独裁は、比類なき経済的強さを得ることであろう」<sup>(40)</sup>。

ここで端的に述べられているように、編入ソフホーズとは、いわば当時の食糧危機と観念的な階級理論の融合物であったと言えよう。小農経営の研究で知られるチャーノフは、編入ソフホーズの建設をソフホーズの理念の大きな転機としてとらえている。彼によれば、それまでのソフホーズの建設は、「中央の大規模経営の土地の自然発生的な分散に対する闘争」という性格をもっており、いわば「綱領なき時期」であった。しかし、「『穀物と食肉の工場を建設しよう』とのスローガン」とともに、ソフホーズの組織は「保護的」なものから「革命的・生産的」なものに転化したのである<sup>(41)</sup>。

注(1) この見解は、スターリン時代にはトロツキー・ブハーリンのスパイの発想として否定される(См., «Красный архив», 1938, т. 4-5 (89-90), стр. 34; 1939, т. 5 (96), стр. 10.)。

(2) Зеленин. Указ, соч., стр. 29.

(3) Ленин В. И. Полное собрание сочинений, т. 31, стр. 115.

(4) КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, 9-е изд., т. 1, М., 1983, стр. 499.

(5) Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам (1917-1967 гг.), т. 1, М., 1967, стр. 16. なお、「土地に関する布告」の初稿作成者はラーリンとミリューチンであった(《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1922 г., № 7, стр. 29.)。

(6) 《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1922 г., № 7, стр. 37.

(7) 《Совхоз》, 1929, № 3, стр. 165. なお、当時の行政単位は県・郡・郷であった。



- (8) Зеленин. Указ. соч., стр. 96.
- (9) Там же, стр. 98-99.
- (10) 《Совхоз》, 1929, №3, стр. 127.
- (11) Зеленин. Указ. соч., стр. 99.
- (12) 《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1922 г., № 7, стр. 37.
- (13) 《Красный архив》, 1938, т. 4-5 (89-90), стр. 37.
- (14) 土地共同耕作組合とは耕地のみが社会化された形態であり、アルテリとは耕地と農具・家畜の主要部分が社会化された形態である。しかしながら、本稿の対象期においては「土地・農具・社会化の水準、収入の分配についての形態間のはっきりとした差異は存在しなかった。例えば、アルテリや組合だけでなく、コムーナも住宅付属地をもっていた」。このため、一つの形態から別の形態への転換は比較的容易で、実際にもそのような経営が存在していた（История советского крестьянства, т. 1, М., 1986, стр. 107）。また、土地共同耕作組合は、社会化耕作（組合）と呼ばれることもあった。なお、1920年末にはソ連全体に1万500の Колхозы が存在した。そこに参加した農戸数は13万1,000、総土地面積は約120万ヘクタールであった。農戸数・土地面積とも Колхозы の占める比重は約0.54%程度とわずかなものに止まった（Кабанов В. В. Крестьянское хозяйство в условиях "Военного Коммунизма", М., 1988, стр. 83）。
- (15) これらの機関としては、革命時には臨時政府によってつくられた土地委員会が存在していた。だが、中央土地委員会は「土地に関する布告」を無効とし、下級土地委員会に対してその執行を認めないよう指示していた。このため、1918年1月の「土地社会化に関する基本法」は、土地委員会を廃止し代わって土地部を執行機関として創出した。ただし、以上の過程は地方により錯綜し、大きく状況が異なっていた。さらに1918年7月の第5回全ロシア・ソヴィエト大会までは、土地部は地方により「ソヴィエト農業人民委員部」、「土地管理部」等の様々な名称をもっていた。「土地委員会」という名称が維持されてもいた（Лаврентьев В. Н. Строительство совхозов в первые годы советской власти, М., 1957, стр. 27。本稿においては、これら機関を総称するものとして「土地機関」という語を用いることとする。
- (16) 《Красный архив》, 1938, т. 4-5 (89-90), стр. 99, 101-102.
- (17) 《Совхоз》, 1927, №1, стр. 35.
- (18) Зеленин. Указ. соч., стр. 109。なお、詳細は、Там же, стр. 106-108。を参照。
- (19) 《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1922 г., № 7, стр. 46.
- (20) Зеленин. Указ. соч., стр. 100.
- (21) Там же, стр. 100-101。なお、刈り分け制とは、農民が役畜・農具を持参して地主地を耕作し、一定の収穫取り分を報酬として受け取る方式である。
- (22) История советского крестьянства т. 1, М., 1986, стр. 109.
- (23) Кабанов В. В. Крестьянское хозяйство в условиях "Военного Коммунизма", М., 1988, стр. 241.
- (24) Там же, стр. 258-259.
- (25) История советского крестьянства т. 1, стр. 109.

- (26) 大会代議員のかなりの部分が、「戦時共産主義」に特徴的な「強襲による資本主義の殲滅」を志向していた。大会初日にレーニンは、社会化経営への移行に際しては「注意深さ」が必要であることを繰り返し強調した。にもかかわらず「大会の一部の参加者」は、「農業の集団化における強制的原理の認知」を提起した。彼らは、個人的経営を「見限り」、1919年春から布告によって「義務的な土地の社会化耕作」を实行するよう提起した。これは、多くの者に支持された。農業人民委員部の公式報告でさえ「個人農経営の統合に際しては、強制的方法の適用もあり得る」としていた。この大会の雰囲気を変えたのが、クラーエフであった。彼は「残念ながら、一つの通達で土地協同耕作は実施できないのである」と演説した。この後、強制的方法の是非に関する投票が行われ、「僅差であったが」これは否決された（Зеленин. Указ. соч., стр. 111; «Сельско-хозяйственная жизнь», 1922 г., № 7, стр. 38-39）。
- (27) «Сельско-хозяйственная жизнь», 1922 г., № 7, стр. 40; «Совхоз», 1927, № 1, стр. 28.
- (28) «Сельско-хозяйственная жизнь», 1922 г., № 7, стр. 40.
- (29) Зеленин. Указ. соч., стр. 117.
- (30) Там же, стр. 118.
- (31) Советские хозяйства, Сб. декретов и важнейших распоряжений об организации и деятельности совхозов за период от 14 февраля 1918 г. по 7 ноября 1920 г., вып. 1, М., 1921, стр. 10.
- (32) Там же, стр. 9-10.
- (33) Зеленин. Указ. соч., стр. 118.
- (34) Кузнецов Д. Мои понятия о советских хозяйствах, М., 1919. 同書は、農民に対する宣伝を目的に発行されたパンフレットである。以下の引用は断りのない限り同書からのものである。
- (35) ロシア農村において、両親と妻帯した兄弟が同居した「大家族農戸」では、家長の権限は強く農耕作業の指導、全収入の管理を行っていた。しかし、1900年代に入ると、若い世代を中心に単婚家族への独立の志向が現れ、農戸の内部関係が緊張してきた。それは、後にしばしば「家族喧嘩の地獄」と呼ばれるほど苛烈であった（日南田静真『ロシア農政史研究——雇役制農業構造の論理と実証——』（御茶の水書房、1966年）、223-224ページ；奥田央、前掲書65ページ）。
- (36) «Экономическая жизнь», 3 декабря 1918 г., стр. 2.
- (37) Советские хозяйства..., вып. 1, стр. 70-72. なお、労働者協力委員会とは、「工業労働者の組織化された経験を農業に適用することを目的に」創出された機関である（Там же, стр. 10-11.
- (38) Там же, стр. 72-73.
- (39) Зеленин. Указ. соч., стр. 125-126.
- (40) «Экономическая жизнь», 14 ноября 1919 г., стр. 1.
- (41) «Совхоз», 1928, № 9/10, стр. 45-46.

### 3. ソフホーズの建設過程

前節においては、ソフホーズ建設をめぐる理論・論争が検討された。ここでは、革命前のロシアの農業の状況を検討し、土地革命期におけるソフホーズの実際の建設過程を見ることとする。

#### (1) 革命前の農業状況

革命前のロシアは、都市人口と農村人口の比率で見ると圧倒的な農業国であった。1913年には農村住民は1億1,460万人を数え、全住民の82.3%を占めていた。農業は3圃制が支配的であり、共同体の規制の下で混在耕地制・作付け強制が行われていた。耕地は、ソハー（木製犁）を中心とする原始的な農具で耕作されており、唯一の牽引力は役畜、主に馬であった。このため、すべての作物の単収が西ヨーロッパの資本主義諸国と比べ著しく低かった<sup>(1)</sup>。

多くの農民が分与地からの収入だけでは、国家への諸支払いを行い、生活していくことができなかった。このような零細農民の対極には、地主経営が存在しており、多くの農民が地主からの借地を余儀なくされた。革命前ロシアで多く見られた借地形態は、借地の代償として地主地を農具・家畜を持参して耕作を行う雇役制（отработка）そして前述の刈り分け制であった<sup>(2)</sup>。この場合、その取り分は、いずれも地主取り分2対農民取り分1という農民にとって著しく不利なものであった。このような労働報酬体系（雇役制的労働報酬体系）により地主経営は生産手段つきの安価な農民労働力を確保し、「生産手段改良と純賃金労働者雇傭」による「資本家的地主経営」への方向をとることをあまり迫られなかった<sup>(3)</sup>。このことは、土地と生産手段の著しい不均衡の存在に現れていた（表2）。

とはいえ、一部の地主は「資本家的地主経営」の方向へと展開していた。これらの経営はバトラークを雇用するとともに、安価な労働力を得る手段として「資本の論理に沿って雇役制を利用」していた<sup>(4)</sup>。そこでは多圃輪作が導入され、補助的企業・農産物加工企業を持っていた。ソヴィエト立法のいう「文化

表2 帝政ロシアにおける土地・生産手段の分配状況

	土地(1913年) 百万デシャーチナ %		馬(1916) 百万頭 %		雌牛(1916) 百万頭 %	
地主	152	41.0	2.0	0.6	0.7	3.2
農民	215	59.0	29.1	99.4	21.1	96.8
計	367	100.0	31.1	100.0	21.8	100.0

出所：Яковцевский В.Н. Аграрные отношения в СССР в период строительства социализма, М., 1964, стр. 25.

的な」経営は、これら地主所領の一部であり、その規模はロシア・ヨーロッパ部で革命直前に400万デシャーチナを越えなかったと見られる<sup>(5)</sup>。

## (2) 地主所領の没収

ソフホーズ組織は、土地革命の一環として行われ、その実態は地域により著しく異なった。1917年12月初めに承認された「土地委員会に関する規程」は、「土地に関する布告」の直接的な実施主体を郡・郷の下級土地機関とした<sup>(6)</sup>。しかし、帝政の崩壊後、中央が把握できたのは県・郡レベルまでであり、農民ソヴィエトにいたっては「活動家会議の性格を脱しえな」いものでしかなかった<sup>(7)</sup>。このため、カルーガ県からの農業人民委員部への1918年6月7日付けの報告によれば、「土地の分配に関するもっとも多様な決定」が行われた。「郡だけではなく、郷も土地問題を自らで決定している」という状態が生み出されたのである<sup>(8)</sup>。これに加えて、革命直後には県レベルですらエスエル・カデット系の土地部が成立し（例えば、ヴォログダ・リャザン・カルーガ県）、独自の政策を実施していた<sup>(9)</sup>。

このため、ここではまず「理想的な」例であるモスクワ県の事例<sup>(10)</sup>に則し、ソフホーズの組織の過程を検討する。その後、各地での多くの事象から「典型的」と思われる事例を検討し、問題を探ることとする。

ソフホーズの組織の第一歩は、地主所領の没収であった。革命前のモスクワ

表3 地主所領の没収の進展（モスクワ県の3つの郡の例・所領数）

郡名	1917年		1918					不明	計
	11月	12	1	2	3	4	5		
モスクワ	5	75	35	11	3	—	2	4	135
ブローニツツイ	5	51	59	22	1	1	—	25	164
モジャイスク	4	4	60	11	—	—	—	—	79
計	14	130	154	44	4	1	2	29	378

出所：Конькова, Указ. статья, стр. 66.

県では、地主・ブルジョワ・教会に約113万デシャーチナの森林・採草地・放牧地・耕地が属していた。これらの没収は表3のように進行し、1918年2月までに基本的に終了した。その最盛期は、1917年12月から翌年1月であった。これは、ソヴィエト権力樹立の時期・郡の特徴・ソヴィエト組織の度合い等々の一連の状況に依存していた。近隣の（リャザン・トヴェーリ・ヴラデーミル）県でも、没収は大部分が1917年12月から1918年1月に行われた。全国的には1918年春までにほとんどの所領が没収され、1億5,000万デシャーチナ以上の地主地・教会領が農民に与えられた。もちろん、没収は個々の例ではより遅延した。ペトログラード県ノヴォラダシスキー郡での地主所領の没収は、「とくに強い抵抗」に直面した。同郡には、プロレタリアートはほとんど存在せず、党組織も弱体であった。このため、1918年夏まで地主所領では賃労働が用いられ、120の所領のうち没収されたのはわずか14だった<sup>(11)</sup>。

リャザン・トヴェーリその他の県では、「所領の略奪までに及んだ非組織的な没収」が「しばしば」発生したのに対して、「モスクワ県では、圧倒的多数の地主所領は組織的に没収された。すなわち、記帳が行われ、資産目録が作成され、ソヴィエトの管理人が任命された」。彼らは、ポドリスク・セルポーフ・ボゴロードスク郡では土地コミッサール、ドミートロフ・ブローニツツイ郡ではソヴィエト管理人、ズヴェニゴロド・ヴロカルアームスク郡では人民管理人（農村集会で勤労的農民から選出）等々と呼ばれ、地方ソヴィエト・土地機関の指導の下に活動した。没収とともに地主の追放<sup>(12)</sup>が始まった。

地主所領の没収、その資産・生産手段の完全な維持の後に、各々の所領の運命（廃止され農民間で分割されるか、これを基盤にソフホーズが組織されるか）が決定された。モスクワ県では、多くの土地委員会が地主所領の没収の後、「文化的経営」（後のソフホーズ）の創出に着手した。1918年5月21～22日には、県土地部大会が開催され、国家的意義をもつ旧所領の維持が不可欠なことを定めた「文化的経営について」が採択された。没収された家畜・農具は、2つのカテゴリーに分けられた。優良種家畜・機械・大型農業器具は、ソフホーズ・種付け場・農具貸貸場・穀物精製場の組織および集団経営への援助のためにソヴィエト土地部の管轄に移された。普通の家畜・小農具は、地方ソヴィエトの決定により、もっとも貧しい農民のために分配された。

先に述べたように、すべてのソフホーズの組織がこのように理想的に行われたわけではなかった。農民は所領の完全な分配を執拗に要求した。ペトログラード県土地部の第5回県ソヴィエト大会（1918年8月）への報告には、県には少なからぬ空地が存在するにもかかわらず、農民は没収された所領の「柔らかい」土地を選好する、と報告されている<sup>(13)</sup>。クールスク県では、地主所領が記帳されると同時に「農民大会では、すべての土地を勤労的住民の間で分配することが決定された」<sup>(14)</sup>。

しばしば地方機関は、住民の所領の略奪を考慮し、それらの廃止を余儀なくされた。例えば、ヴォローネジ県ビリユチェンスキー郡では「住民が無秩序な所領の破壊を行い自らの手に家畜・農具を強奪することが抑えがたく、私有所領を完全に維持することは不可能であることを考慮し」、郡土地委員会は「1918年1月2日に私有所領の廃止を即座に着手することを決定した」。農具と家畜は所領から運びだされ、戦前の価格で農民に売り渡された。<sup>(15)</sup>

実際、地方機関の無為・かつての地主への憎悪等によって略奪が発生していた。タンボフ県ウスマニスキー郡からの農業人民委員部への1918年2月18日付けの報告には、次のようにある。「郡には大変多くの貴族領地（помесье）があるが、ゆうにそれらの半分は破壊された。というのも古い構成の郡土地委員会は、決定第3号で郷委員会に対して、所領を以前の持ち主の管理下に残し

たまま、所領を記帳するようにと指令したからである。農民はこのような決定に大変不満を感じ、所領を破壊することを決定した……1905年の例も考慮された。所領が破壊されたところでは、地主は戻ってこなかった<sup>(16)</sup>。

没収された所領の処置の決定が長引いたときにも、所領の破壊が生じた。トゥーラ県の県土地委員会は、臨時政府の決定に反対し、早くも1917年10月13日の時点ですべての土地を勤労的人民に譲渡する訓令をだしていた。しかし「郡・郷土地委員会の大部分は、なにもせずにいた。……〔譲渡の対象となる〕私有地は県の有用地の3分の1を占めている。土地問題の解決が長引いたことは、残念な」反応を引き起こした。約50の所領が破壊されることとなった<sup>(17)</sup>。このような略奪に対しては、武力による阻止も行われた。ヴォログダ県ヴェリカウースチュク郡からの1918年5月の報告は、次のように述べている。「各郷から農民4人が選ばれ、機関銃で武装した赤衛軍が創出されている。このような方法で、模範的所領の破壊が予防された」<sup>(18)</sup>。農民の所領の完全な分割の要求の下では、「一部の文化的経営」でさえそれを維持することは極めて困難であった<sup>(19)</sup>。しばしばソフホーズの組織が予定されていた所領は分割された。このような事例は、中央黒土・沿ヴォルガの若干の県（具体的にはペンザ・タンボフ・クールスク・シンピリスク県およびヴォローネジ・リャザン県の一部）で多かった<sup>(20)</sup>。

### (3) ソフホーズ管理の集権化

農民の多くは、こうして組織されたソフホーズをかつての搾取的荘園となにも変わらないものと見なしていた。ヤロスラヴリ県ガリサグリエプスキー郷でソフホーズの組織にあたった人物は、当時を次のように回想している。1918年にチトフの所領は郷ソヴィエトの管理下におかれた。郷の集会では「所領を分割せよ」「土地を奪え」「新しい地主を打倒せよ（Долой новых помещиков !）」等の声が上がった。ソフホーズでは「放火を恐れて夜中、眠ることができなかった。農民は何の遠慮もなしにライフルで脅しながら、畑から穀物の束を運び出した」。全郷集会の決定によって、ソフホーズはどうか存在を許された。

「しかし、これにもかかわらず、まごうことなきソフホーズ資産の分配が始まった」。収穫物は分配され、さらには「ソヴィエトの指示書によって子豚、油、子牛が分けられた」。一方で、ソフホーズの「施設・農具の当座修理には1カペイカも支出されなかった」<sup>(21)</sup>。

ソフホーズの土地収用に際しての誤りも、農民の反感を募らせた。例えば、シンピリスクその他の若干の県では、地主所領の没収にあたって、ソフホーズ組織にあまり注意が払われなかった。「すべての土地が例外なしに農民の間で分配された。しかし、農民は地主地のすべてを利用できず、かれらは自分たちにとってもっとも適している土地を選んだ。……この結果、多くの土地が空閑のまま残されたが、それらには農民によって利用されている土地が、楔のように分け入っていた」。1919年にはこのような空閑地でソフホーズの建設が試みられた。この際、ソフホーズに「ひとまとまりの土地」を与えるために「農民的土地利用の移動を行わなくてはならなかった。すなわち、ソフホーズにすでに農民の利用下にあった一部の土地を収用し、農民には代わりに他の場所で土地を与える、ということであった」。「これは農民のあいだに不満をよび起こした」。若干の地方ではより粗野な誤りが起こった。「農民の土地をソフホーズのためにまさに取り上げたのである」。クールスク県では、農民の不満は「極めて先鋭な形態」で現れた。1919年7月17日の県からの報告によれば、この年の春と初夏に「ソフホーズの破壊と放火」が発生した<sup>(22)</sup>。

地方機関もソフホーズに対して冷淡な態度をとっていた。「地方権力機関は、一連の場合、それらの管理下に移った所領を自らの収入源としか見なさず、管理人に対して生産物の根拠のない供出を要求」していた。1918年4月モスクワ県ルーザ郷の所領「クラスヌイ・スタン」では、ソヴィエトの指示に従って、経営から農具・家畜・優良種家畜・資産が系統的に運び出されていた。郷ソヴィエトは、この行動を農業人民委員部に対して「所領のすべての資産はソヴィエトに属している」として正当化した。また、ドブリャジンスキー郷土地部の管理下にあった旧所領「コンスタンチノヴァ」で1918年6月に行われた調査では、以下のことが判明した。「郷土地部は、管理人が生産を組織するのを援助



しないばかりか、常に「所領から出来るかぎりたくさんさんの資産を得ようと努力した」<sup>(23)</sup>。当時農業人民委員の任にあったセレダーは、「一連の県で土地部がソヴィエト農場の面積縮小、さらにはソフホーズの完全な廃止の主導者であった」と回想している<sup>(24)</sup>。

このような状況に対して農業人民委員部は、ソフホーズへの（すなわち農業への）集権的管理体制の導入により対応した。1918年の4月から、全国的意義をもつ個々の経営の直接管理への移行が着手された。さらに、1918年10月1日の人民委員会議の布告により、地方土地委員会・土地部に譲渡された「全国的意義」をもつ所領・農業企業・地所を、農業人民委員部の直接管理に移すことが承認された。「全国的意義」をもつとされたのは、研究・実験または文化・啓蒙的意義をもつ農業企業および地所、貴重な多年生作物、複雑な機械装備、発展した特別な畜産部門（養馬、種畜）をもつ旧所領であった。この布告は、しばしば「農業企業の国有化に関する」布告と呼ばれ、これをもってソフホーズ建設の始まりとする見解も存在する<sup>(25)</sup>。

1919年2月の「規程」は、より厳格なソフホーズ管理の集権化を定めた。それによれば、「全国的意義」のソフホーズは農業人民委員部の直接の管理下におかれた。この際、ソフホーズが「全国的意義」をもつかどうかの判定は、農業人民委員部が行うものとした。さらに、その他のソフホーズに関する指導も農業人民委員部に属する県・地区・地方のソフホーズ管理部が行うこととし、地方機関は事実上ソフホーズ管理から遠ざけられた<sup>(26)</sup>。

このことは「地方での決定的な反対を引き起こした。ソフホーズの委譲は、様々な口実で引き延ばされた。若干の地方では、土地部が新たに創出した管理部に自らの権利を委譲しなくなかったため、二重の管理が生み出された」。地方機関の支持をうけてのソフホーズの土地の分配は続いた<sup>(27)</sup>。

1919年5月16日の全執行委員会・土地部・ソフホーズ管理部に対する通達は、これに対する「決定的な反撃」であった<sup>(28)</sup>。そこでは、ソフホーズの土地収用に対する慎重さを強調すると同時に、「すでに存在している経営の破壊をまったく許容しがたいものと見なす」とした。そして、「郷土地部、様々な

種類の地区・郷大会の決定、さらには個々の共同体、村その他の決定に基づく土地の分配は、合法的な行為と見なせず、不法な土地の強奪と見なしかつ評価するべきである」とした<sup>(29)</sup>。

こうして、農業においても下級組織は自主的な決定権を奪われ、上級組織の決定を遂行するだけの存在となった。ソ連農業における「垂直的」な指導・管理の出発点がまさにこの時期であったのである<sup>(30)</sup>。

#### (4) ソフホーズ建設の進行状況

ソ連におけるソフホーズの建設は、表4のように進行した<sup>(31)</sup>。ソフホーズは、全地主所領の農用地の約8%を収用した。また、ソフホーズがそもそも組織されるべきとされた「文化的所領」だけを対象とすると、ほぼ半分を収用したことになる。

ソフホーズの分布は、それが地主所領を基盤に組織されたため、革命前の地主所領のそれに対応していた。3分の2以上のソフホーズが中央および北西地区に集中し、反対に北部・北東地区・ウラル地区には少なかった。もっとも多くのソフホーズが発生したのは、モスクワ・ベテログラード・カルーガ・ト

表4 ソ連におけるソフホーズ建設の進展（経営数・デシャーチナ）

	1918年	1919	1920
ロシア (デシャーチナ)	3,101 (1,918,214)	3,497	5,230 (2,982,447)
ウクライナ (デシャーチナ)	—	1,685 (1,091,600)	571 (375,667)
トルキスタン (デシャーチナ)	—	**	105 (19,870)
ゲルジア (デシャーチナ)	—	—	35 (37,300)
計 (デシャーチナ)	3,101 (1,918,214)	5,182	5,907 (3,415,484)

出所：Зеленин, Указ. соч., стр. 81, 189 ; Деревяшкин, Указ. статья, стр. 131.

ウーラ・スモレンスク・オリョール・プスコフ・リャザン県であり、小貴族が集中していた地域であった。さらに中央工業地区では、党・労働者階級の与えた影響も大きかった<sup>(32)</sup>。

1918～1920年の間にソフホーズは経営数で2倍、面積で1.7倍となった。この増加は主に編入ソフホーズの組織によるものである。編入ソフホーズの占める比重は1920年にロシアで全体の3分の1以上であった。と同時に、土地革命の他地域への拡大、放棄地の利用・開拓によっても増加がもたらされた。シベリアでは地主が占有していなかった約20万デシャーチナの土地がソフホーズにより利用され始めた<sup>(33)</sup>。

特徴的な動向を示したのがウクライナであった。同共和国での本格的なソフホーズ建設は、オーストリア・ドイツの占領からの解放後に着手された。1919年3月に開催された第3回ウクライナ共産党大会では、個人農は「一時的な死滅しつつあるもの」とされた。農業人民委員のメジャリヤコフは、「いわゆる文化的地主所領および地主の没収された最良の土地のすべてをソフホーズおよびコムーナに完全に引き渡すこと」を主張し、支持された。この結果、旧地主所領の約3分の1がソフホーズの組織のために収用された<sup>(34)</sup>。

このような土地の分配を求める農民の要求のあからさまな無視は、大きな不満を引き起こした。そして「不満は、デニキンの前進のための土壌をつくりだし、農民を緑軍〔農民パルチザン〕の隊列へと誘っている。このような状況が現在、ウクライナ全域で観察されている」という状態を生み出した<sup>(35)</sup>。1919年8月デニキン軍はウクライナのほぼ全域を占領した。赤軍による解放後、ウクライナにおけるソフホーズ建設の政策は、大きく転換された。1920年2月5日の「土地に関する法律」により没収地の再配分が着手された。多くのソフホーズが廃止され、農民の間で分配されたのであった<sup>(36)</sup>。同様の誤りはバルト三国でも犯され、それはソヴィエト権力自体の崩壊を招いたのであった<sup>(37)</sup>。

アジア部でもソフホーズ建設が着手された。カザフスタンでは1920年夏までに赤軍が全土を掌握し、10月4日にはカザフ共和国ソヴィエト創設大会が開催

され、ロシアへの自治共和国としての加入を宣言した。この時までにはカザフスタンのソフホーズ数は29を数えていた。しかし、「これは不十分な数字」であった。この原因は、民族地域としての特殊性にあった。それはまず第1にロシア中央部と比べて「革命前には共和国に貴族土地所有者がいなかったこと」、第2に「土地に関する布告」の中で表現されている「『高度に文化的な』と見なされ得る」「私有経営も稀であったこと」による。カザフスタンでバイと呼ばれる富農の経営は、「通例」「極めて低い技術的水準にあり、もっとも原始的な方法により運営されていた」。このようなソフホーズに引き継がれた低い技術水準は、1921年の不作と飢饉によってさらなる打撃をうけた。ソフホーズ建設がより広範な展開を見せるのは、1923年の共和国の経済情勢の改善の後であった<sup>(38)</sup>。

ソフホーズの規模は、全体として大きなものでなかった(表5)。ロシアの平均では、1920年末に約570デシャーチナであった。このうち、もっとも大規模だったのは、沿ヴォルガ・北カフカース・クリミアであり、革命前までの大規模な私有経営が存在した地区に対応していた。逆に小規模であったのは、中央工業地区・北西部・北東部・西部・ウラルであり、これは革命前に小貴族の所領が存在していた地区に対応していた。ソフホーズの規模は、革命前の大規模地主所領よりも小さかったが、1917年の農業センサスの地主経営の平均(森林含む土地面積約300デシャーチナ・農用地約170デシャーチナ)を上回っていた<sup>(39)</sup>。

表5 ソフホーズの平均規模 (1920年末時・デシャーチナ)

地域名 <sup>1)</sup>	平均規模	地域名	平均規模
北 部	655	ク リ ミ ア	1,309
北 西 部	198	中 央 農 業	457
西 部	282	ヴォルガ中流	608
ヴァトカ	325	ヴォルガ下流	2,612
中央工業	160	北カフカース	2,128
ウラル	325	シベリア	714

出所：Зеленин, Указ. соч., стр. 191.

注. 1) なお、北部とはアルハンゲリスク・ヴォログダ・オロネツ・北ドヴィンスク県およびコミ自治州、北西部とはプスコフ・ペトログラード・ノヴゴロド・チェレボヴェツ県、西部とはモレンスク・ヴィテプスク・ブリャンスク・ゴメリ県、ヴァトカとはヴィヤトカ県・マリ自治州、中央工業とはモスクワ・トゥーラ・リャザン・ヴラヂミール・イヴァノヴォ=ヴォズネンスク・ドヴェーリ・カルーガ・ヤロスラヴリ・コストロマ・ニジェゴロド県、ウラルとはエカチェリンブルグ・チェリヤピンスク・ウファ・オレンブルグ・ベルミ県・バシキール自治共和国、中央農業とはヴォロネージュ・オリョール・タンボフ・クールスク県、ヴォルガ中流とはカガン・シンピリスク・サマーラ・ペンザ県・チュヴァシ自治州、ヴォルガ下流とはサラトフ・アストラハン・ツァーリツィン県・カラムイク自治州を指す。

注(1) Яковцевский В. Н. Аграрные отношения в СССР в период строительства социализма, М., 1964, стр. 21-22.

(2) Там же, стр. 24.

(3) 日南田, 前掲書246, 252頁。

(4) 日南田, 前掲書246-247, 288頁。

(5) Зеленин, Указ. соч., стр. 57-58.

(6) Там же, стр. 34.

(7) 和田春樹「ロシアにおける農民革命」(岡田与好編『近代革命の研究(下)』, 東大出版会, 1973年), 323-324ページ。

(8) 《Красный архив》, 1938, т. 4-5(89-90), стр. 69.

(9) Там же, стр. 34.

(10) Копылов В. Р. Конфискация помещичьих имений в Московской губернии: Тр. Московского историко-архивного ин. -та, т. 6, стр. 62-73. 以下, モスクワ県の事例は断りのない限り, 同論文による。

(11) Семенов П. С. Осуществление декрета о земле в Петроградской губернии в 1917-1918 гг. : Тр. Ленинградского кораблестроительного ин. -та, вып. XX I, стр. 33.

- (12) スモレンスク県の若干の郡では、地主の追放は「かなり独創的な方法で」行われた。例えば、ドゥホーブシチーナ・ボレーチスキー郡では、所領一つが収用され、そこにすべての非勤労的分子が集められた。これらの所領は「非勤労的分子コムーナ第1号」等と名付られた(《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1922 г., № 7, стр. 46)。
- (13) Зеленин. Указ. соч., стр. 64.
- (14) 《Красный архив》, 1938, т. 4-5(89-90), стр. 63.
- (15) Там же, стр. 45.
- (16) Там же, стр. 49.
- (17) Там же, стр. 55.
- (18) Там же, стр. 67.
- (19) Зеленин. Указ. соч., стр. 63.
- (20) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 30.
- (21) 《Совхоз》, 1929, №3, стр. 150.
- (22) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 58.
- (23) Зеленин. Указ. соч., стр. 69-71.
- (24) 《Совхоз》, 1929, №3, стр. 128.
- (25) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 36; Зеленин. Указ. соч., стр. 38-39.
- (26) Советские хозяйства..., вып. 1, стр. 10-11.
- (27) 《Совхоз》, 1929, №3, стр. 128. このような事態を招いた技術的原因としては、ソフホーズの土地整理が完了していなかったことがあげられる。このため「経営のテリトリーは定められておらず、それは周囲の農民経営のあこがれの的であった」(《Совхоз》, 1927, № 1, стр. 28.)。
- (28) 《Совхоз》, 1929, №3, стр. 128.
- (29) Советские хозяйства..., вып. 1, стр. 27-28.
- (30) ただし「規程」の定めた厳格なソフホーズ管理の中央集権化は、「戦時共産主義」期には完成を見なかった。1919年7月1日の第一回県ソフホーズ・県土地部・県播種委員会・県労働者委員会全ロシア会議では、モスクワ市ソヴィエト議長のサブローフが「集権化という理念自体が」「農業においてはまったく適用されない」と主張し、会議の多数を獲得した(《Совхоз》, 1929, №3, стр. 129-130.)。論争は、第7回全ロシア・ソヴィエト大会(1919年12月)でも再び提起された。この結果、県のソフホーズ管理部(県ソフホーズ)は県土地部の課とされるとともに、農業人民委員部の指導をうけるという「二重の従属の原則」により「妥協が見いだされた」(《Совхоз》, 1927, №1, стр. 29.)。
- (31) 先に述べたように、この時期にはソフホーズ自体の定義がなく、従ってその経営数・土地面積に関しては、数々の異なったデータが存在する。ここでは、ほぼゼレニンンの数字を引用したが、彼の処理方法の詳細については、Зеленин. Указ. соч., стр. 79-81, 186-187 を参照。
- (32) Зеленин. Указ. соч., стр. 90-91. なお、これら地区の具体的な県名に関しては表5の注釈を参照せよ。
- (33) Там же, стр. 190.

- (34) Деревяшкин Н.Ф. Первые шаги совхозного строительства на Украине(1919-1920 гг.):Тр. Харьковского с.-х. ин-та, т. XXV( LXII ), стр.120-125.  
 (35) Зеленин. Указ. соч., стр.139-140.  
 (36) Деревяшкин. Указ. статья, стр.130.  
 (37) Зеленин. Указ. соч., стр.142-143.  
 (38) Сексенбаев О. Строительство совхозов в Казахстане(1917-1937 гг.), Алма-Ата, 1968, стр. 14, 18-19.  
 (39) Зеленин. Указ. соч., стр.191.

#### 4. ソフホーズの経営分析

本節では、当時のソフホーズがどのような経営であったかを、おもに経営の物質的＝技術的基盤、労働者の状態を中心に検討し、最後にこの時期のソフホーズ建設に関して総括を行う。

##### (1) 物質的＝技術的基盤

ソフホーズに与えられたのは、おもに没収された所領の耕地だけであった。森林は、国家の森林ファンドとなり所領から引き離された。牧草地は、ソフホーズ自体が必要としていたのに、農民により一時的な利用がなされるか、永久に収用されてしまった。さらに、かつての所領を農村における工業的中心地としてきた基本的な補助企業は、国民経済最高会議へ移管された<sup>(1)</sup>。

1919年に行われたシンビリスク・サマール県のソフホーズに対する監察は、このような不完全な経営体としての欠点を次のように指摘している。「若干の経営では、土地が固定されておらず、境界は実際に定められていない」。しばしば土地は大変不便な（遠在等）配置をもっていた。多くの経営が必要な地所、とくに燃料・原料を供給してくれる森林をもっていなかった<sup>(2)</sup>。

旧所領の家畜もソフホーズには多くは引き渡されなかった。それらの多くが、農民の間で分配された。残ったものも、コムーナ・アルテリに優先的に引き渡された<sup>(3)</sup>。農業人民委員部のデータによれば、1918年末までにソフホーズに譲渡されたのは、馬2万3,149頭、雌牛4万3,361頭であった。これを1917年の

農業センサスでの地主経営のデータと比較すると、それは馬で5.7%、雌牛で11.8%にすぎなかった。農具に関しても事情は同じだった。その大部分が農具賃貸し所および穀物精製所に引き渡された。また、少なからぬ量が所領略奪の際に破壊されるか、貧農の間で分配されていた。当時のソフホーズ建設の指導者の1人は、次のように述べている。「土地の分配は馬・家畜・機械・農具の分配を導いた。かつての地主経営は切り取られ、切り分けられた。このため、それらで正しい経営を組織するのは容易ではなく、短期間で農村の集团的建設のための模範とするのは不可能であった」<sup>(4)</sup>。ヴァトカ県からは、「一般的状況は悲惨である。蜂起〔10月革命〕の際、施設は破壊され、可能なもの全ては盗み去られた」と報告された<sup>(5)</sup>。このような事情から、「収用された土地のうちでソヴィエト農場が播種に利用できたのは、ほんの一部だけだった」。1918年のモスクワ県の119経営の調査では、播種は2～65デシャーチナに止まっていた。「若干のソヴィエト農場は事実上生産が出来ず、名目上存在するだけであった」<sup>(6)</sup>。

内戦は、ただでさえ脆弱なソフホーズの物質的=技術的基盤に追加的打撃を与えた。1920年7月の全ロシア社会主義農業活動家会議での報告にその様子が見てとれる。オリョール県では、「秋まで県には、大変良好なソフホーズが存在した。だが、軍事行動によって、すべては破壊されてしまった。12月までに、経営は大変困難な状況に陥っていた」。ソフホーズの馬は3,500頭から200頭以下に激減していた。ベルミでもソフホーズは「コルチャックの襲撃の後、完全に破壊されていた。家畜はまったく残っておらず、すべてを購入しなくてはならなかった」<sup>(7)</sup>。

白軍・匪族は「第一順位でソフホーズに襲いかかった」<sup>(8)</sup>。例えば、1920年のヴォローネジ県ヴァルレーイスキー郡のソフホーズ「ヴィクトールポーリ」の状況は、次のとおりだった。「昼間には経済的活動が行われる。夜の訪れとともにソフホーズは、匪族と小銃の撃ち合いをする要塞に変わった。このソフホーズは、陸海軍人民委員部の管轄下にあり、赤軍兵士によって守られていた。ソフホーズが存在できたのは、まったくこれ故であった。匪族は、しばしばソ



フホーズの管理職を殺害、虐待、強盗した」<sup>(9)</sup>。

当時のソフホーズにはトラクターはほとんど存在せず、ソ連全体で「第1次世界大戦前に外国から輸入された数百のトラクター」があるだけであった。「しかも、予備部品および燃料の欠如のため利用されていなかった」。ソフホーズは、馬・去勢牛・ラクダを牽引力として利用していた。1920年7月1日に農業人民委員部の管轄下のロシア40県の2,963ソフホーズを対象にした調査によれば、1経営当たりの役畜数は、馬換算で12.6頭にすぎなかった<sup>(10)</sup>。ソフホーズ全体では、役馬2万6,087頭、使役用去勢牛9,551頭、使役用らくだ1,192頭、種馬5,958頭が存在した。これらの牽引力で「耕作できるのは、耕地のわずか3分の1」でしかなかった<sup>(11)</sup>。農具も少なかった。1920年の全ロシア農業センサスによれば、1ソフホーズ当たりの農具数は、プラウ10.8台、鉄製のハロー3.4台、播種機2.2台、草刈機2.6台であった<sup>(12)</sup>。

## (2) ソフホーズ労働者の状態

ソフホーズへのカードル〔要員〕の確保は、「もっとも複雑なソフホーズ建設の問題の一つ」であった。初期のソフホーズの一般カードルの大きな源泉となったのは、かつて地主所領で働いていたバトラークであった。しかし、バトラークの大部分が土地革命により土地を受け取り、ソフホーズでの労働に移ったのはそのほんの一部でしかなかった<sup>(13)</sup>。1920年の農業センサスによれば、ソ連全体で14万5,000人の労働者がソフホーズで働いていた。これは、一経営当たり21.1人に過ぎなかった。地域別では、ロシアの消費地区で20.8人、生産地区で18.7人、シベリアで27.8人、ウクライナで32.8人であった<sup>(14)</sup>。

ソフホーズでは労働力不足に悩み、その補充が問題となった。しかし、ソフホーズでの劣悪な労働条件は、これを困難なものにした。「バトラークは、労働条件がより良好で有利な富農経営での労働を選んだ」のであった。このため、避難民・戦時捕虜までがソフホーズでの労働に利用された<sup>(15)</sup>。シンビリスク・サマーラ県のソフホーズ活動の監察は、この問題を次のようにとりあげている。「ソヴィエト農場の正しい発展のもっとも強いブレーキとなっているのは、適

切な人員の不足である。機会があればすぐに元の場所に戻りたがっている避難民を使わなくてはならない。当然、このような人々の労働能力はあまり高くなく、労働規律の自覚も大変しばしばまったく欠如している」<sup>(16)</sup>。

ソフホーズ近隣の農民も動員された。それは、しばしば強制的であった。1920年7月に開催された全ロシア社会主義農業活動家会議でペルミ県代表は次のように報告している。「農民経営との関係は不正常である。というのも労働者および馬の不足のため、それらを農民から徴集しなくてはならなかったからである。」。また、ウファ県代表は農民との「相互関係は、強制的な労働義務のため、紛糾している」と述べた<sup>(17)</sup>。

農民の動員が強制の形をとらない時でさえ大きな問題があった。すでに述べたようにソフホーズでは、牽引力も著しく不足していた。また、当時貨幣は実的な意義をもっていなかったため、農民には現物で支払わなくてはならなかった。このような客観的条件が、かつての地主所領と同様の農民が馬・農具を持参し耕作を行い、そこでの収穫で支払いをうけるという刈り分け制の適用を強制していた。農民にとって、ソフホーズでの労働は、地主経営での労働との「原則的な相違」はなかったのである<sup>(18)</sup>。このため、「長い間、農民はソフホーズを従属と搾取の新しい形態」と見なすこととなった<sup>(19)</sup>。

カードルに関する問題は、シベリアにおいて「とくに先鋭」であり、その解決のために上述したあらゆる手段がとられた。オムスク県の例を見てみよう。県では、ソフホーズ管理部の請願により、1920年4月には春の農作業と昨年収穫した穀物の脱穀のため、1,000人以上の赤軍部隊が派遣された。夏には900人の戦時捕虜が派遣された。さらにソヴィエト機関からの動員も行われた。これらに加えて、農作業の著しい部分には「労働義務の形で動員されたか」、刈り分け制による「地方の農民」が従事した。1920年の春にはオムスク県のソフホーズの播種地の「約半分」は、このような農民により耕起・播種されたものであった。「ほとんどすべての畜産経営において、飼料の調達も近くの住民の援助を借りて実行された」。「これらのため、彼らのソフホーズに対する態度は、常に良好なものとは言えなかった」<sup>(20)</sup>。

専門家カードルは、さらに不足していた。このため、「かつての管理人やさらには元の持ち主」にすら主任としてソフホーズの運営が任された<sup>(21)</sup>。これは、農民に対する影響の観点からも、党の階級的観点からも好ましいものではなかった。党中央委員会付属農村活動部部長であったネフスキーは、「かれらの大多数は社会主義建設に対して悪意を抱いており、ソフホーズを指導できない」と記している<sup>(22)</sup>。また、ペトログラード県でソフホーズの組織にあたった者の回想によれば、管理人の若干は1918年になっても「所領を維持しよう。主人のために」という考えをもっていたという。事実、所領「プリユチナ」の管理人は、革命後も収益をフィンランドにいる元の所有者である男爵に送金していた<sup>(23)</sup>。このような窮余の策にもかかわらず、「農業専門家カードルの先鋭な不足は解消できなかった」。これは、ソフホーズでの生産の組織に悪影響をおよぼした。典型的な例が、シンピリスク・サマーラ県の監察報告に見てとれる。専門家の「不足は非常に大きく、多くの地区・郡は、まさにこのためにまったく組織されないままになっている。同様の理由から、〔ソフホーズ〕主任にまったくふさわしくない人物を任命しなくてはならない」<sup>(24)</sup>。

「規程」は、ソフホーズにおける（農繁期を除く）8時間労働制の導入を定めていた<sup>(25)</sup>。だが、この方策には現実的な基盤は存在せず、まもなく放棄されることとなる。早くも、1919年3月の第一回ペトログラード農業労働者大会では、次のような発言がなされている。「8時間作業日に関しては忘れる必要がある。われわれは自らの経営で、去年の5・6月にそれを試してみた。それは経営に大変悪い影響を及ぼした。われわれは12時間、さらには18時間も働き始めた」<sup>(26)</sup>。当該期におけるもっとも詳細かつ完成された労働時間に関する法規は、1920年6月6日の「農業勤労者の労働時間に関する臨時規則」であった。それによると、2交代制のための労働者が不足している場合（ほとんどの経営においてそうであった）、夏期における労働時間は10時間に延長し得ることとなった。さらに緊急の際には、1シーズンに25日以内という制限内で労働時間を10時間を越えて延長できた。労働時間は少年（16～18歳）については6時間、年少者（14～16歳）は4時間に制限された。延長時間に対しては割増し賃

金が支払われることされた。しかしながら、当該期にはこのような先進的な労働時間制は、実現されることはなかった<sup>(27)</sup>。逆に、耕起・播種・除草・収穫・脱穀等々の個々の作業に際して一時的な作業班が作られるという「低い水準にあった」労働組織<sup>(28)</sup>の下で、これは労働規律を低める作用をしたようである。労働時間終了の「ベルを聞くと、労働者は機械・荷馬車から馬を外し、それらは畑に残された」等の事例が見受けられた<sup>(29)</sup>。

ソフホーズの恒常労働者・季節労働者の一部・専門家・行政人員は月給を、その他の季節労働者は日給を受け取った。その額は、作業の種類により、労働者で月600～890ルーブリ、専門家で950～1,750ルーブリに定められていた。これに加えて、ソフホーズの労働者とその家族には、配給制となった食糧が食糧人民委員部の定めた規準に従って、経営から固定価格で支給された。当時は現金は実際の意義を持たなかったため、この食糧配給が実質的な労働報酬であった<sup>(30)</sup>。

「戦時共産主義」期には、何万人という人々が食糧を求めて都市から農村へと移動した。そして、その中のとりわけ「大家族が、食べるためにソフホーズの労働についた」。このため「ソフホーズは口数が負担になっていた」<sup>(31)</sup>。例えば、1920年7月の全ロシア社会主義農業活動家会議でヴァトカ県代表は、ソフホーズの労働者約600人のうち「半分は、老人または飢餓の県からきた家族の多い者である」と指摘した。これに加えて、県・郡機関の指令によって少なからぬ活動家（全権代表・監査官など）がソフホーズにより食糧を供給されるものとされていた<sup>(32)</sup>。

1920年の農業センサスによれば、全連邦のソフホーズの住民は36万6,100人であり、うち労働しているのは14万5,200人で全体の40%に過ぎなかった。一経営当たりで見ると、口数は53.1であり、労働しているのは21.1となり扶養係数（口数／働き手）は2.52であった。地域別ではウクライナの3.13、シベリアの2.99、キルギスの2.94、ロシア南東部の2.80が連邦平均を上回っていた<sup>(33)</sup>。ある研究では、1919～1920年のソフホーズにおける扶養係数は一連の地区で、3～7に達していたとする。このような条件の下、ソフホーズは住民のすべて

に食糧を供給するためには、国家への生産物引渡を削減しなくてはならなかった。なんらの生産物も引き渡さない経営も多かった。また、食糧配給量自体も減らされた。例えば、食糧人民委員部のパンの配給規準量は、一月にソフホーズ労働者30フント（1日400グラム）、勤労者および成人家族員25フント（同333グラム）、子供18フント（同240グラム）とされていた。だが、「実際にはしばしば」この半飢餓的な規準量でさえ「確保されなかった」。グラフソフホーズの1920年のデータによれば、ソフホーズの住民が受け取ったのは、平均して月に10～12フントであり、規準量の半分以下であった<sup>(34)</sup>。

個々の経営での状況は次のとおりであった。北カフカースのサーリスク管区の一連のソフホーズでは、「古い稲むら（скирда）を脱穀しなおし、そのようにして若干の穀物をえた」のであった<sup>(35)</sup>。モスクワ県では、ライ麦が終わると、「砕けたエン麦・黍その他の代用食」が食べられていた。家畜の飼料には「木の干し草（древесное сено）」すなわち白樺・楓その他の広葉樹の枝の調達が勧められた<sup>(36)</sup>。

食糧人民委員部による徴発は、戦線付近でとくに厳しかった。ヴォローネジ県では、家畜は種畜にいたるまで、穀物は「播種の際に播種機の箱からこぼれ落ちたもの」までが徴発された<sup>(37)</sup>。このため、「食糧人民委員部は、ソフホーズを物資のある種の貯蔵設備と見なしており、ソフホーズのためには何にもしていない」<sup>(38)</sup>、「経営から食料予備を少しでも多く、少しでも早く汲みだすことにだけ利害を持ち、生産の需要には注意をはらわなかった」<sup>(39)</sup>との非難が相次いだ。

このような状況にもかかわらず、「規程」の第46条は、「労働者・勤労者は何人も、私有の家畜・家禽および菜園をもつことはできない」とソフホーズでの個人副業経営を禁止していた<sup>(40)</sup>。1919年3月に開催されたペテログラード県農業労働者大会では、この点に非難が集中した。代議員は、大会に出席していたレーニンにこの問題に関して説明を求めた。レーニンは、「規程」の「原則」の重要性を強調したが、同時に「実際の歴史的條件」からその「一時的な」停止の可能性をも示唆した。大会の意見は、次のようにまとめられた。「……都

市の外の工場では、われわれはしばしば労働者が私有家畜（雌牛すらも）を飼っているのを見かける。組合理事会は、とりわけ今の飢餓の時期において、労働者に私有経営を国家に引き渡すように強いるなんらの根拠も存在しないと見なす……ソフホーズは、現行の規準量に応じて労働者に食糧を確保できないのである。この後、法律に修正が加えられた。ソフホーズの多くの労働者が、家禽・家畜を所有し、家の傍の菜園で働くこととなった<sup>(41)</sup>。

ソフホーズ労働者の生活条件は劣悪だった。ヴォローネジ県では、しばしば労働者・勤労者・行政職員は仕切り板で区切られただけの一つの家に住んでいた<sup>(42)</sup>。モスクワ県ではソフホーズ建設の基盤となる地主所領は「大多数の場合、良好に維持された」。しかし、それらの大多数が農業経営よりも、木材売却のための森林や短期滞在者のための貸し別荘にかなりの比重を置いた経営だった。このため、広々とした別荘が残ったものの、それは夏用のものであり、冬期の居住には適してはいなかった<sup>(43)</sup>。トムスク県カメンスキー郡のプラトフスキーでんさいソフホーズでは、「袋の切れ端で作られ、保温のための裏地は古いぼろ布というジャンパー、切り落としの革で作られた古長靴……これがソフホーズの労働者の服装であった」。オムスク県執行委員会議長の報告によれば、1920年秋までに県のソフホーズでは「作業服と靴の欠如のために」約400人が作業に出られなかった<sup>(44)</sup>。北カフカース・サーリスク管区のソフホーズでは「どこかにいく労働者には、家に残る同志から衣服が集められた」<sup>(45)</sup>。

### (3) ソフホーズ活動の評価

ソフホーズでは、その土地の著しい部分が利用されていなかった。1920年7月1日にロシア40県の2,963ソフホーズを対象とした調査によれば、154万3,258デシャーチナ中、29万4,697デシャーチナが放置されていた。個々の県では、この比率はさらに高かった。例えば、クールスク県のソフホーズは1919年初めまで6万デシャーチナの土地をもっていたが、利用できたのはその「わずか30～40%」であった。サラートフ県のソフホーズは、3万1,652デシャーチナの肥沃な耕地を放棄していた<sup>(46)</sup>。

農業人民委員部がその管轄下のソフホーズを対象として行った調査は、この時期のソフホーズの状況を示してくれる。農業人民委員部は、1920年初めからソフホーズの総合的データの収集を始め、同年中頃までにその数は3,076経営に達していた。この調査の結果に基づき、ソフホーズは3つのカテゴリーに分類された。第1のカテゴリーは、「多少なりとも整備した輪作、組織された家畜が整備されており、一定の生産の専門化を持ち、若干の余剰生産物をひきわたしている」経営であり、986のソフホーズが分類された。第2のカテゴリーは、「組織化の程度はより低い、多少なりとも自らの需要は満たしており、近い将来において生産者となり得る」経営であり、989のソフホーズが分類された。第3のカテゴリーは、「労働力、家畜、施設その他が不十分であり、確保されていない」経営であり、残りの1,101のソフホーズが分類された。このように、「生産的な」ソフホーズは、全体の3分の1以下にすぎなかった<sup>(47)</sup>。

ソフホーズは、農業生産において実質的な役割を果たせなかった。農業人民委員部の管轄下にあったソフホーズは、1920年に566万2,000プードの穀物、2,826万3,800プードの野菜・じゃがいもを生産した。同年の総穀物生産量は20億8,260万プードであることを考慮すると、これらのソフホーズの占める割合は0.27%にすぎなかった。このうち約100万プードの穀物が引き渡された（商品化率16～17%）。これは、食糧人民委員部の機関・食糧徴発隊が調達した2億1,250万プードの穀物の約0.5%に相当した。ソフホーズの農業生産に占める大きからぬ比率は、その播種面積・生産家畜頭数に対応するものでもあった。1920年の農業センサスによれば、ロシアのソフホーズの播種面積は32万1,300デシャーチナで、共和国の0.7%に相当した。また家畜は28万300頭で0.4%であった<sup>(48)</sup>。

国家統制人民委員部の監察は、1919年7月のペンザ県での調査をもとに、地元農民のソフホーズに対する冷淡な態度の原因を指摘した。その中には、クラークの煽動、「地元の勤労的農民の利益を考慮しない」ソフホーズの土地収用の他に、政治・啓蒙活動およびソフホーズからの地元の勤労的農民への農業技術的援助の「完全な欠如」があげられていた<sup>(49)</sup>。ソフホーズは、農業技術改良

の中心としての役割も果たせなかったのである。

一方、編入ソフホーズは、おもに農業人民委員部や地方機関から譲渡された経営を基盤として中央工業地帯に集中的に組織されていた<sup>(50)</sup>。当時、「各々の企業、各々の機関はソフホーズまたはソフホーズのグループをもつことをも自らの責任であると見なしていた」<sup>(51)</sup>。事実、「外務人民委員部すらも」編入ソフホーズをもっており、ソフホーズをもっていない「人民委員部は存在しな」かった<sup>(52)</sup>。

しかし、編入ソフホーズの活動内容は、農業人民委員部のソフホーズよりもさらに不良だった。1920年6月までにモスクワ県では、2万4,100デシャーチナの土地をもつ126の経営が工業企業に譲渡され編入ソフホーズとなった。しかし、耕作された土地はわずか3,176デシャーチナに止まり、一経営当たりで25デシャーチナ程度でしかなかった。グラフゼムホース全体でも状況は同じであった。1920年6月1日時点で、412の編入ソフホーズは49万2,500デシャーチナの土地を持っていたが、耕作されたのわずか2万6,500デシャーチナにすぎなかった。一経営当たりの耕作された面積は64.3デシャーチナ（土地1,200デシャーチナ）であった<sup>(53)</sup>。

編入ソフホーズでの生産物の「ほとんどすべて」は、単に工業企業の必要を満たすためだけに用いられていた。地方ソヴィエト・土地機関および農民は、「このような状況に不満を表明するようになった」。1919年7月の全ロシア農業活動家会議でヴラヂーミル県土地部代表は、次のように述べている。「住民は多少なりとも、地方土地機関に管理されているソヴィエト農場には慣れたが、工業プロレタリアートに編入された経営に対しては敵対している」。代表は、編入ソフホーズを「余所者の」「下手な運営」であるとした。1920年5月には、既存経営を基盤とした編入ソフホーズの組織が禁止された<sup>(54)</sup>。新たな編入ソフホーズは、開拓により組織されねばならなかった。

ラツィスは、この時期の編入ソフホーズに対して次のような評価を下している。「すべての者がソフホーズを収入項目としてだけ見ていた時があった。それは、飢饉の時に人民委員部または工場の維持を助けてくれであろう、という



ものだった。土地さえあれば、それは黄金を生むだろうという妄信をみんながもっていた。これもソフホーズにとって悲劇的役割を果たした。破壊された経営に投資する代わりに、みながそれからの収入を待つようになった……幻滅の時が来ると、すぐにまだ経験を積んでいない新しい所有者へとソフホーズが譲渡された。こうして大部分のソフホーズが手から手へと移り、ほとんど毎年のように持ち主を変えた」<sup>(55)</sup>。ガレヴィウスも次のような評価を与えた。先鋭な食料危機の時点では、工業企業・機関によるソフホーズの「強奪」が発生した。そしてこれらソフホーズの一部は「その一時的な持ち主（編入者）によって破壊されたことがわかった。というのは必要なのは食料であって、彼らはソフホーズの一層の発展についてはあまり配慮しなかったのである」<sup>(56)</sup>。

ソフホーズは、土地を得た農民を反革命の側に追いやることなく、集団経営に導くためのものとして構想された。大規模地主所領を基盤に国営農場を組織し、集団労働の優位性を実例をもって農民に示そうとしたのである。だが、革命直後にはこの理論は、具体性を欠いており観念的なものにとどまっていた。これが一定程度具体化されるのは、「規程」によってであった。それはソフホーズに対して、食糧増産・文化および農業技術の農村への普及・共産主義農業への完全な移行のための条件創出という3つの課題を与えた。これは「戦時共産主義」期以降も、その後の情勢により表現や重点を変えながらも残っていくこととなる。

ソフホーズは、戦時下の食糧不足という条件から食糧増産の課題を第1とすることを強制された。それは、「食肉・穀物工場」として大きな期待を担った工業プロレタリアートが管理する「編入ソフホーズ」においてとりわけそうであった。しかし、物質・技術的基盤の欠如、経営内組織の未整備、有能な要員・労働者の不足から、ソフホーズは食糧増産に実質的役割を果たせなかった。「規程」がソフホーズに課した第2・第3の課題も同様であった。このため、農民はソフホーズをかつての地主の搾取的経営と異ならないものと見ていたのであった。この時期においてソフホーズの理念は紙上のものに止まっていたのである。それどころか、戦時下という制約があったとは言え、中央集権的な管

理体制・地方の実情を考慮しない調達制度というソ連農業の特徴が、すでにこの時代のソフホーズ建設において萌芽的に現れていたことが確認できるのである。

党農村活動部のネフスキーは1920年秋までのソフホーズ建設を次のように総括している。ソフホーズは、「農業のより良い形態の見本としての役割を果たせなかった」。生産面でもソフホーズは、「より良い場合で」すら「自己充足的な経営に止まった。「ソヴィエト農場は……低い労働生産性、低い単収、土地の耕作のいい加減さで特徴づけられる」<sup>(57)</sup>。このようなソフホーズの現実に対する党内の失望をラツイスは次のように記している。「ソフホーズ。それは、もっとも悪評を得ている企業である。もし、ソフホーズで活動しているといったなら、気の毒がされると同時に罵られる」<sup>(58)</sup>。ソフホーズはこのような雰囲気の下で、その課題の再検討を迫られることになるのである。

注1) Лацис М. И. Советские хозяйства, М., 1925, стр. 8; «Совхоз», 1929, №3, стр. 166.

(2) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 81.

(3) Там же, стр. 99.

(4) Зеленин. Указ. соч., стр. 82-83.

(5) «Красный архив», 1939, т. 5(96), стр. 45.

(6) Зеленин. Указ. соч., стр. 92.

(7) «Красный архив», 1939, т. 5(96), стр. 46, 51; Губенко П. Т. Из истории совхозного строительства в первые годы советской власти: Тр. Саратовского ин.-та механизации с. х. - ва, вып. 12, стр. 12.

(8) «Совхоз», 1929, №3, стр. 135.

(9) «Совхоз», 1927, №1, стр. 32.

(10) Совхозы Сб. ст., М., 1951, стр. 375; Лаврентьев. Указ. соч., стр. 96.

(11) Губенко. Указ. статья, стр. 10.

(12) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 98.

(13) Зеленин. Указ. соч., стр. 192-193.

(14) «На аграрном фронте», 1925, №7/8, стр. 75.

(15) Шишкин В. И. Социалистическое строительство в сибирской деревне, Новосибирск, 1985, стр. 87.

(16) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 81.

(17) «Красный архив», 1939, т. 5(96), стр. 46.

(18) Зеленин. Указ. соч., стр. 196-197.

- (19) 《Совхоз》，1927, №1, стр. 11.
- (20) Шишкин. Указ. соч., стр. 87-88.
- (21) Там же, стр. 86.
- (22) Зеленин. Указ. соч., стр. 195.
- (23) 《Совхоз》，1927, №1, стр. 34-35.
- (24) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 81.
- (25) Советские хозяйства..., вып. 1, стр. 12.
- (26) Зеленин. Указ. соч., стр. 202.
- (27) Советские хозяйства..., вып. 1, стр. 115-116.
- (28) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 104.
- (29) 《Совхоз》，1929, №3, стр. 150.
- (30) Зеленин. Указ. соч., стр. 201; Советские хозяйства..., вып. 1, стр. 11-12. Указ. соч., стр. 197.
- (31) Зеленин. Указ. соч., стр. 197.
- (32) 《Красный архив》，1939, т. 5(96), стр. 45.
- (33) 《На аграрном фронте》，1925, №7/8, стр. 75.
- (34) Зеленин. Указ. соч., стр. 197-198.
- (35) Кравчук Н. А. Совхозное строительство на Северном Кавказе в 1920-1922 гг. : Шахтинский пед. ин. - та, Уч. зап., т. 2, вып. 2, стр. 150 .
- (36) 《Совхоз》，1929, №3, стр. 166-167.
- (37) 《Совхоз》，1927, №1, стр. 32.
- (38) 《Красный архив》，1939, т. 5(96), стр. 49.
- (39) 《Совхоз》，1929, №3, стр. 129.
- (40) Советские хозяйства..., вып. 1, стр. 12.
- (41) Зеленин. Указ. соч., стр. 199-201.
- (42) 《Совхоз》，1927, №1, стр. 32.
- (43) 《Совхоз》，1929, №3, стр. 165.
- (44) Шишкин. Указ. соч., стр. 87.
- (45) Кравчук. Указ. статья, стр. 150.
- (46) Губенко. Указ. статья, стр. 9-10.
- (47) Зеленин. Указ. соч., стр. 203.
- (48) Там же, стр. 213-214. 「戦時共産主義」期においては、ソフホーズは地域的にも分散し、異なった多くの機関（例えば、グラフゼムホース等）の管轄下にあった。さらに、大部分の編入ソフホーズでは、記帳がまったく行われていなかった。このため、この時期のソフホーズ全体の正確な生産量の把握は、不可能である。ただしこのことを考慮しても、ソフホーズが生産面で大きな比重を占めていなかったという事実は変わりがない。
- (49) Лаврентьев. Указ. соч., стр. 80.
- (50) 1919-1920年の間中央工業地帯には、684の編入ソフホーズが組織されたが、空閑地・放棄地等の開拓によって組織されたのは201経営だけであった（Зеленин. Указ. соч., стр. 164.）。

- (51) 《Совхоз》，1927, №1, стр. 11.
- (52) Лацис. Указ. соч., стр. 9.
- (53) Зеленин. Указ. соч., стр. 162-163.
- (54) Там же, стр. 166-167.
- (55) Лацис. соч., стр. 9. なお、ラツイスは1923～1926年にソフホーズの大部分を統合した国家農業シンジケートの理事会議長と農業人民委員部参与会員を兼務した人物である。
- (56) Галевиус Ф. К. Совхозы в системе социалистического строительства, М., 1928, стр. 17-18. なお、ガレヴィウスは1920年代から1930年代にかけてソフホーズに関する一連の研究を残した人物である。
- (57) Зеленин. Указ. соч., стр. 209.
- (58) Лацис. Указ. соч., стр. 7.

## 5. おわりに

1992年12月の第7回ロシア人民代議員大会においてハズブラートフは、現在のロシア経済の危機的状況について、数々の数値を引用した演説を行った。それによれば、1992年には「すくなくとも20%」の生産の縮小が見込まれている。このような生産の低下が、現在予想されているペースで来年も続けば、1990～1993年の間の生産物の縮小は「50%を越える」こととなる。彼はこのような状況下では問題はもはや経済の市場的關係への移行ではなく、「事実上ゼロからの経済の再生」であると主張した<sup>(1)</sup>。第1次世界大戦の3年間をはさんだ1913～1917年の間の工業生産の低下が29%、農業生産のそれが12%であったことを考えると、これはショッキングな数字である。この生産低下は、さらに内戦の影響を受けた「戦時共産主義」末期の1921年の対1913年工業生産の低下率の69%、農業生産のその40%と比較しうる水準である<sup>(2)</sup>。これは平時にしては記録的な生産の低落であり、それは経済の崩壊といっても過言でない。

経済の崩壊という点の他、農業政策の目的においても「戦時共産主義」期と現在の間には一つの共通点が見出される。それは、新しい原理に基づく農業再編の試みという点である。もちろん「戦時共産主義」期と現在とではそのベクトルは正反対ではあるが、このような視角から現在の農業政策に検討を加えることは可能であり、有益だと考える。

「戦時共産主義」期においては、農業の集団化を目標とし、それを達成する手段の一つとしてソフホーズが提示されていた。ソフホーズには生産増産の他に、集団経営という新しい経営方式を実地に示すモデル農場としての役割、先進的農業技術の普及、優良家畜および種子の供給による農業技術改良センターとしての役割が期待された。これら課題は本稿で検討したようにさしたる成果をあげることにはなかったが、政策上は整合性のあるものと評価できるのではないだろうか。

この観点からガイダール首相代行の下の農業政策をふり帰ってみると、多くの疑問点が浮かび上がる。この間の目標は、ソフホーズおよびコルホーズの株式会社などの市場経済に対応した形態への改組であり、そのもっとも急進的な表現が個人農経営の創出であった。しかしながら、この課題を達成する具体的手段は、ほとんど提供されなかった。代わりに存在するのが、市場メカニズムへの崇拜にも等しい過度の期待であったように思える。この結果、多くの個人農経営が創設されたが、経営の核心たる機械を獲得することができず、ソフホーズ・コルホーズの機械に依存している。価格自由化により機械・農具の購入はますます困難になった<sup>(3)</sup>。弱体経営は切り捨てられる運命にある。農相であるフリイトゥンもかつてインタビューに答え、「現在の農民経営のほぼ10%が」脱落するであろうとの見解を示している<sup>(4)</sup>。対応する十分な支援なしに極端な「自由主義」にのみ基づいて進行している個人農経営の創出は、本稿において検討した「観念的な階級理論」に基いていた編入ソフホーズの1990年代版にすらなりかねない危険性を孕んでいる。

さらに深刻なのは、この極端な「自由化」政策により農業において戦略的重要性をもつ育種部門にも打撃が与えられていることである。この例として、サンクト・ペテルブルグのヴァヴィロフ植物研究所の状況を見てみよう。同研究所は1894年創立と「世界最古の歴史」を誇り、第2次世界大戦中の900日間にもわたるナチス・ドイツの包囲の間も厳しい状況にもかかわらず、研究用の植物種子を守り続けた。だが「自由化」政策の下、90%もの歳出削減が強要され、同研究所は存亡の危機にさらされているのである<sup>(5)</sup>。資本主義国においてす

ら市場原理をこのように極端な形で農業に適用している国はないのである。そこには、保護・育成のためのシステムも機能しているものであり、この面での国家の役割は否定できないのである。旧ソ連における農業政策には、度々、極端から極端に走る傾向が見受けられてきたが、ガイダールの政策も同様の誤りを犯しているのではないだろうか。第7回人民代議員大会は、首相にチェルノムイルジンを選出した。このことが農政にどのような影響を与えるかが注目される。

注(1) 《Российская газета》, 2 декабря 1992 г., стр. 3.

(2) Народное хозяйство СССР в 1958 г., М., 1959, стр. 52.

(3) ロシア中央銀行の1992年12月の予想では、本年のインフレ率は約2,200%に達するという(《Российская газета》, 2 декабря 1992 г., стр. 3.)。

(4) 《Крестьянская Россия》, 1991, № 11, стр. 4.

(5) 『ジェットロ農林水産ウィークリー』, 第1900号 (1992年9月14日), 7頁。

〔要旨〕

「戦時共産主義」下のソフホーズ  
——ソフホーズ建設の理論と実態：1917～1921年——

野 部 公 一

ソフホーズは、今日においてもロシア農業においてコルホーズを上回る大きな比重を占めており、その再編は今後の状況を大きく左右する重要な存在である。従ってソフホーズの抱える問題を解明することはすぐれて現代的意義をもっている。ソフホーズの抱える問題は、まさに歴史の中で形成されてきたのであり、その正確な把握のためにはソフホーズ史研究が必要とされている。本稿ではこの認識の下、1917～1921年のソフホーズ建設の理論と実態を実証的に解明することをその主要な課題としている。

国営農場の建設という理論は、土地を得た農民を反革命の側に追いやることなく、集団経営に導くためのものとして構想された。大規模地主所領を基盤に国営農場を組織し、集団労働の優位性を事例をもって農民に示そうとしたのである。だが、革命直後にはこの理論は、具体性を欠いており観念的なものにとどまっていた。これが一定程度具体化されるのは、1919年2月の「社会主義的土地整理に関する規程」によってであった。ソフホーズが組織される所領およびソフホーズの課題（食料の増産・農村に対する文化・農業技術の普及・共産主義農業への完全な移行のための条件創出）が確定された。

ソフホーズは、戦時下の食糧不足という条件から食糧増産の課題を第1とすることを強制された。それは、「食肉・穀物工場」として大きな期待を担った工業プロレタリアートが管理する「編入ソフホーズ」においてとりわけそうであった。しかし、物質・技術的基盤の欠如、経営内組織の未整備、有能な要員・労働者の不足から、ソフホーズは食糧増産に実質的役割を果たせなかった。「規程」がソフホーズに課したその他の課題も同様であった。このため、農民はソフホーズをかつての地主の搾取的経営と異なるものと見ていたのであった。この時期においてソフホーズの理念は紙上のものに止まっていたのである。それどころか、戦時下という制約があったとは言え、中央集権的な管理体制・地方の実情を考慮しない調達制度というソ連農業の特徴が、すでにこの時代のソフホーズ建設において萌芽的に現れていたことが確認できるのである。